

平成19年第6回上里町議会定例会会議録第4号

平成19年9月21日（金曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第17 町長提出認定第 1号 平成18年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 町長提出認定第 2号 平成18年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 町長提出認定第 3号 平成18年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 町長提出認定第 4号 平成18年度上里町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 町長提出認定第 5号 平成18年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 町長提出認定第 6号 平成18年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 町長提出認定第 7号 平成18年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 町長提出認定第 8号 平成18年度上里町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 特別委員会委員長報告について
- 日程第26 請願について
- 日程第30 町長提出議案第57号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 意見書第8号 「非核日本宣言」を求める意見書（案）について
- 日程第32 決議第 3号 上里サービスエリア周辺地区整備事業における都市綜研インベストバンクとの「覚書」を白紙に戻すことを求める決議（案）について

出席議員（12人）

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	植原育雄君
総合政策課長	高野正道君	税務課長	小暮昇三君
町民環境課長	戸矢三樹男君	福祉こども課長	関根信夫君
健康保険課長	高杯一美君	まち整備課長	赤見省三君
産業振興課長	橋爪重雄君	下水課長	岩田貞祐君
人権共生課長	飯塚邦男君	学校教育課長	斉藤直君
生涯学習課長	渋沢秀実君	指導室長	木村和夫君
会計管理者	萩原潤君	水道課長	久保勉君
図書館長	福島雅之君	参事	阿部甚一君
参事	矢沼秀夫君		

事務局職員出席者

事務局長	柴崎久男	次長	木村隆之
------	------	----	------

開 議

午前9時開議

議長（小暮敏美君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

- 日程第17 町長提出認定第1号 平成18年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 町長提出認定第2号 平成18年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 町長提出認定第3号 平成18年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 町長提出認定第4号 平成18年度上里町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 町長提出認定第5号 平成18年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 町長提出認定第6号 平成18年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 町長提出認定第7号 平成18年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 町長提出認定第8号 平成18年度上里町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議長（小暮敏美君） これより平成18年度上里町一般会計歳入歳出決算及び平成18年度上里町特別会計歳入歳出決算並びに平成18年度上里町水道事業決算についての件を各常任委員会に決算内容の審査を付託しておきましたが、常任委員会の審査が終了いたしましたので、決算審査の結果を各常任委員長より報告を求めます。

総務経済常任委員長新井實議員。

〔総務経済常任委員長 新井實君発言〕

総務経済常任委員長（新井 實君） 平成18年度決算、総務経済常任委員長報告。

総務経済常任委員長の新井實でございます。当委員会に付託となりました平成18年度一般会計決算、同国民健康保険特別会計決算、同神保原駅南土地地区画整理事業特別会計決

算、同公共下水道事業特別会計決算並びに同農業集落排水事業特別会計決算で、総合政策課、会計課、総務課、産業振興課、まち整備課、下水道課、税務課並びに議会事務局が担当する分の決算審査を去る9月11日から14日までの期間で、担当課長及び担当職員の出席を求めて、決算書・決算説明書等をもとに慎重審査を行いましたので、各課（局等）の概要を報告いたします。なお、当委員会に付託となった分の決算については、すべて認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

まず、初めに各課等に共通する事項であります。よりよいまちづくりを推進する上で、役場組織における縦割りの弊害をなくして、組織全体として情報・意見の共有化を行い、組織の活性化を図ることが肝要であると考えます。

次に、総合政策課の審査概要について、ご報告いたします。総合政策関係では、情報化の推進についてですが、平成18年10月から埼玉県市町村電子申請共同システムを導入し、43手続きの電子申請が可能となり、電子自治体に向け、一歩前進いたしました。今後は、町民へのPRを図り、利用率の一層の向上を要望いたします。今後の課題として、電子収納の問題があるわけですが、収納事務電子化にかかわる調査も実施されており、今後の導入に向け、全庁を挙げ、十分な検討をお願いしたいと考えます。また、今後の情報化の推進に当たっては、機器やシステム導入に伴う費用対効果の検討、職員の適正配置などを十分に考慮し、真に効率的なシステムの導入、運用をお願いいたします。

続いて、上里サービスエリア周辺地区整備事業につきましては、平成17年12月に町と都市総研インベストバンク株式会社との間で締結された覚書に基づき、平成18年6月に「県営ほ場整備事業（担い手育成型）における非農用区域創設の必要性について」という資料を埼玉県に提出したわけでございます。しかしながら、町の提出した計画について埼玉県と協議が難航し、平成19年3月5日付の本庄農林振興センター所長の通知で、国から3点の指摘事項が示され、平成13年3月30日付で農林水産大臣の採択を受けた整備計画をもととして、早急に検討するよう依頼されております。また、議会としても平成19年3月20日に上里サービスエリア周辺地区整備事業の早期実現に関する決議を行い、3月5日付の農林振興センターからの通知に基づき、早急に県との調整を行い、遅滞なく対応することを町に要請しております。委員会としても、埼玉県との十分な調整を行い、事業の一日も早い完了を強く要望するものであります。

続いて、財政係については、平成18年度の概況を申し上げますと、国の地方財政対策などにより、町の交付税額も減少するなど、町財政への影響は大きなものとなっております。

景気の回復の兆しも見え、町税等は伸びているものの、医療費などの扶助費が増加傾向にあり、行政改革により人件費などの経常的経費の削減に努力しているにもかかわらず、住民に身近な道路整備等生活環境の整備のための建設事業費の抑制を行わなければならない状況であります。

平成18年度の普通会計の決算額は、歳入歳出とも1.5%減少し、ここ数年、減少傾向にあります。歳入の根幹であります町税については、景気回復の兆しが見え、個人所得割及び町民法人税とも増加し、町税総額では5.4%の増となっています。しかし、地方交付税については、臨時財政対策債を含め、前年度に比較し21.2%の減額と、国の三位一体改革の影響が確実にあらわれております。また、町の借入金となる町債は、普通建設事業のための地方債が1億7,000万円、赤字地方債である臨時財政対策債と減税補てん債が3億4,000万円となっているように、建設事業債よりも赤字地方債が多い状況となっています。町債発行額が起債の償還額を3,000万円ほど下回ったため、平成18年度末借入残高は66億6,000万円となっているところですが、今後、事務事業の見直しなどの行政改革に積極的に取り組み、町行政の効率化と財政の健全化を図っていくことを要望するものであります。最後に、町の最上位計画である第四次総合振興計画の策定がなされ、今後、町の将来像である「人と自然が響き合うハーモニーガーデン上里」を目指し、諸施策を実施していくことを期待するものです。

続いて、公共下水道終末処理場用地及び関連公園用地についてであります。本町は全町下水道化を目指して公共下水道事業基本計画の策定を行い、公共下水道事業の許可を受け、平成11年から平成12年にかけて終末処理場用地及び関連公園用地の取得を行いました。しかし、平成12年に児玉郡市流域下水道計画が検討され、その後、利根川流域別下水道整備総合計画の変更を受けて、平成17年に国土交通省から流域下水道事業許可を受けました。このため、本町の単独公共下水道事業も流域関連公共下水道事業に変更となり、取得した下水道用地については利用目的を転換せざるを得ない状況となっております。この事業用地は、第1種農地であり、農地転用に大幅な制限を受け、公共事業以外の活用が大変厳しい状況にあります。しかしながら、新たな活用の可能性について町としても検討が行われているとのことではありますが、財政状況は非常に厳しい中、早急かつ十分な検討を要望するものです。

次に、会計課であります。会計課は今年4月1日付、収入役廃止に伴い、会計課長が会計管理者の職も兼ねています。主な事務内容は、現金の出納及び保管、事務用消耗品等

の出納及び保管、県収入証紙の売り捌き及び保管、そして平成14年度から財務会計システムへ移行し、毎月の例月監査及び出納閉鎖後における決算の調整等を適切に行い、決算書も町長へ提出されており、事務処理状況も適正に処理されております。平成17年度からはペイオフ全面凍結解除になりまして、歳計現金の最も確実な方法及び健全性に配慮した管理が望まれる中、近隣市町村の実情も配慮し、平成17年10月1日付で全口座の決済用預金適用を実施しております。歳計現金の資金運用については、収入不足等や国・県からの歳入が遅れを来している現状からして、財源に不足が多々生ずることがあるように見受けられます。今後の日々の資金運用、調達に的確に対処いたし、歳計現金の手当てに遺憾なきよう万全を期していただきたい。

次に、総務課であります。職員の給与関係においては、児玉郡市ではトップを切って給与構造改革が4月1日から実施されました。具体的には、給料表では平均3.2%の引き下げ改定、号俸の4分割、昇給日の統一をはじめ、調整手当の創設など、抜本的な改正が行われたことは評価すべき点であろうと思うところであります。次に、定員管理計画では、平成19年4月1日現在、192名であり、計画目標を上回る削減が進行しており、引き続き計画目標の実現に努めていただきたいと思います。これまでも課題となっております給与振込について、全額給与振込者が55.5%と、ほぼ半数という状況にあります。民間企業では、現金支給はほとんどなく、行政改革の視点からも職員の理解を得ながら早急な対応が図られることを期待しております。時間外勤務についても、昨年度からわずかながら増加をしており、ワークライフ・バランスもあり、引き続き削減に向けた取り組みが必要と思われれます。

行政改革については、新行財政改革推進プランの2年目となりましたが、議会議員の定数削減をはじめ、先ほど述べました職員給与の適正化、事務事業の見直しなどにより、成果を上げているところでありますが、引き続き所期の目標に向かって、全町一丸となって取り組んでいただきたいと思います。区長会関係につきましては、区長制度の見直し等、長年の懸案事項がありますが、それぞれの地域が抱えております課題もあり、今後も慎重な対応を期待するところであります。また、国民総合体育大会の放映スポンサー料の支払いにつきましては、職員の意思の疎通欠落が見受けられるとともに、支出においては過年度支出であり、好ましい姿ではないので、今後はこのようなことのないようお願いをすることであります。

選挙事務については、平成18年4月の町長・町議の選挙を実施しました。安全まちづ

くりについては、行政区の皆さんのご協力をいただき、防犯活動の推進を図るとともに、各種防災事業の啓発や各種消防行事や火災時などの緊急時に出動しております。ISO推進事業では、上里町庁舎及び出先施設において環境マネジメントシステムを導入し、環境に配慮した事務事業を推進しており、公共施設から出る紙の再資源化やごみ類の減量化に取り組み、地域環境にやさしく、二酸化炭素の削減に努力し、成果を上げております。また、国際規格が2004年に改定され、1年を経過し、その運用状況と認証取得後3年を経過したことにより、審査機関より更新審査を受けており、さらに環境負荷の低減に対する努力をしていただきたいと思います。

入札契約事務については、指名件数178件、随契121件、入札57件であり、工事等検査事務検査数は85件のうち総務課検査78件、それ以外7件であります。庁舎管理事務は、庁舎及び敷地の管理を実施しており、清掃・設備保守点検、電気設備保守点検、電話交換機などの保守点検等を実施しております。財産管理事務については、普通財産の貸し付け事務や行政財産使用料など、計33件の事務があり、それ以外にも6件の不要道路敷等の町有財産の払い下げ事務等を行っております。今後も、町有財産や町有施設の効率的な管理を強く望むとともに、地球温暖化防止のための各種事業の推進をお願いしたいと思います。

次に、産業振興課であります。農政関係では地域水田農業ビジョンによる需要に応じた米の計画的な生産、また新たな農業・農村基本計画において、重要施策の1つとして平成19年から導入される品目横断的経営安定対策に伴い、農業者、生産者団体の自主的・主体的取り組みと生産対策及び経営対策を一体的に推進しています。また、農用地の保全及び農業振興のもととなる農業振興地域整備計画の管理事務や、認定農業者の確保、農地の流動化、遊休農地の解消、農業後継者対策、農業女性の経営参加や地位向上対策、農業関連教育推進及び融資等の金融制度事業など、経営安定に向けた施策や有機100倍運動推進事業による減農薬、減化学肥料を中心とした安心・安全な農産物の推進や食品衛生法が改正され、残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月29日から施行され、農薬の適正な使用の推進や地産地消のPR活動、畜産堆肥の利用促進など、数々の農業振興策を農業者の理解を得ながら推進しています。また、緑の募金（家庭募金）の推進に区長会の協力をいただき、各家庭のご理解をいただき、76万9,459円とたくさんの募金をいただきました。今後も、区長会及び各家庭の理解と協力をいただき、推進を図り、継続していただきたいと思います。

次に、商工統計関係ですが、中小企業者に対して小口融資、勤労者には住宅資金の借り入れ申し込みや労働講座開催、商工業振興対策では商工会により経営改善のための経営相談、個別指導を実施しております。また、最近の経済情勢においては上向いてきたというものの、まだまだセーフネット保証の認定を必要とする厳しい状況にあります。また、平成18年度から平成20年度の3カ年の計画において、地域経済の活性化及び居住環境の向上を図るため、町内業者により住宅の改修工事を行った者に対して補助金交付事業を実施しています。消費者行政では、社会問題となっている悪質商法の訪問販売や架空請求、振り込め詐欺等、年々巧妙化しており、町では消費生活相談員を委嘱し、県消費生活支援センターと連携を図りながら、被害者の救済及び被害に遭わないよう広報誌等により啓発を図っています。地域整備係では、県営農道網整備事業を県が主体で平成9年度から継続で、平成18年度8路線、1,482メートルの事業が円滑に実施できるよう、関係地権者及び住民との調整を図り実施しました。なお、この事業は総事業量1万9,815メートル、総事業費7億4,025万円(当初11億1,900万円)で完了となりました。

次に、農業集落排水事業ですが、地域整備係が次期実施地区の事業採択までの推進を図るべく、関係する地区の区長に説明会を開催した。推進の中、町の財政、受益者負担金及び流域下水道との比較、また県営事業上里西部地区の地区外排水路の改修等、現状の環境等において推進に困難をきたしております。なお、引き続き推進していただきたい。

上里土地改良区においては、施設の老朽化に伴う給水栓、パイプラインの破損修繕、排水路の堆積土砂の浚渫、また家庭雑排水の流入に伴い、行政区単位で取り組む施設の維持管理を推進及び排水路への土砂流入防止と雑草の防除を兼ねて、畦畔にハーブの植栽を推進している。なお、前年度より維持管理費の見直しをし、管理組合の充実を図っている。また、賦課金未納者については、理事と職員により地区担当を決めて徴収に当たり、相当の成果があったが、今後も継続し、受益者の理解を得ながら、なお一層徴収率の向上に努力していただきたい。

次に、上里西部土地改良区ですが、平成17年度工区の工事完了に伴い、平成18年4月26日に一時利用地(20.2ヘクタール)の指定をいたしました。耕作の開始に伴い、排水路ののり面崩壊及び雑草防除を兼ねて、受益者の理解を得ながらハーブの植栽事業を実施しました。また、換地後の土地評価実務を実施及び当初計画の整地工121ヘクタール、道路工8.7キロメートル、用水路工18.8キロメートル、排水路工11.4キロメートル及び測量試験費等で、総事業費15億7,000万円で事業実施中であり、事業

の進捗に伴い、道路、用水路、排水路等の増加及び整地工、非農用地の減少、また地区外排水路の改修に伴う事業計画の変更が必要であり、県の指導に基づき換地設計基準の見直し等、計画書の作成業務に伴う同意書の取りまとめ、土地改良事業計画変更の概要書を提出し、変更の手続き中であり、今後の事業変更によっては予算を伴うことも発生するので、早急に県との調整を行っていただきたい。なお、上里西部土地改良区としましては、受益者の皆さんが望む早期完了に向けて、一日も早い事業計画の変更許可がされることを願っております。また、3年目の平成18年度工区(26.2ヘクタール)の工事を11月に工事着工し、平成19年3月に完了しました。

農地係では、農業委員会事務局を担当しており、委託事業では農地利用規模拡大促進事業による利用権の設定、特に平成19年から導入される品目横断的経営安定対策に伴い、農業経営基盤強化促進法の規定による期間借地の農用地利用集積案件が新たに審議されました。また、中核的担い手農家育成奨励金交付事業による賃借権を設定した借り受け者へ奨励金の交付、優良農地の確保のための農地保有合理化学業や農業者の老後の生活安定を目的とした農業者年金事務事業では、年金の給付、加入推進を図りました。また、上里町農業経営青色申告研究会育成事業では、農業者が適正な納税ができるよう関係機関と連携し、青色申告の普及推進を図りました。以上、産業振興課の事業概要であります。

次に、まち整備課であります。町道の道路維持補修事業として舗装、側溝及び砂利道の修繕を32カ所行い、道路整備計画における請願・陳情による道路新設改良事業として12カ所の新設改良の工事を行っています。河川管理事業としては、七本木地内の水路改修工事を行っています。これからも計画的に道路維持補修、道路改良に取り組んでいただきたい。町営住宅管理については、家賃及び駐車場使用料の収納率が前年に比べて低くなっていますので、今後も収納率の向上に対して、より一層の努力をお願いします。公園の管理委託については、公園の使用状況等により委託内容の見直しを行い、委託費の削減を図り、よりよい環境を保つようお願いします。また、野球、ソフト、サッカー等で利用されているグラウンドについては、利用者も限られていることもあり、関係している利用団体に簡単な管理面について協力をお願いができないか、話し合うことも必要であると思います。各公園の設備及び駅北・南のトイレ等について、不良箇所等が発見され、修繕が必要な場合は早急に対処をお願いします。

開発関係事務においては、多種多様な開発が増加してきています。指導に当たっては、町の開発行為指導要綱にのっとり、無秩序な開発行為を防止すること。また、用途区域以

外での開発等も多くなっていることにより、いろいろな問題も生じてくることだと思いますので、明るいまちづくりを進める上で適切な指導をお願いします。また、街路整備事業においては、都市計画道路古新田・四ッ谷線の用地買収を進めていますが、今年度においても地権者の協力を得て用地確保もでき、事業が順調に進んでいることでもありますので、今後の買収に当たっても関係地権者に誠意をもって交渉に当たり、計画している事業期間内に、この道路の供用開始ができるようお願いいたします。17号バイパス（本庄道路）については、早期実現に向けて今後も関係機関に要望していただきたい。

神保原駅南土地区画整理事業の特別会計においては、役場庁舎南側の関係者に協力が得られ、事業が進むということでもありますので、事業完了に向けて努力をお願いします。なお、神保原駅南北の活性化を図る上で、神保原駅の橋上化を検討するとともに、これに対する基金の設置についても検討されたい。

次に、下水道課であります。事業の内容といたしましては、大別して一般会計である合併処理浄化槽設置整備事業と特別会計である公共下水道事業、同じく特別会計の農業集落排水事業を実施しております。なお、平成17年度から平成21年度までの5年間、地域再生法による上里町清流再生計画の認定を受け、公共下水道事業と合併処理浄化槽設置整備事業を推進しているところであります。

合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、公共水域の水質や生活環境の保全を図ることを目的とし、し尿及び家庭雑排水を処理する合併処理浄化槽を設置する者に対して、その設置費用の一部を補助しており、平成18年度については交付金事業として年間に新設50基、単独浄化槽及び汲み取り槽からの合併浄化槽への転換分として10基の枠で補助を行っておるところであります。今後については建築基準法により合併浄化槽が義務づけられておることから、また一層事業の目的を達成する意味からも、新設分については補助枠から外す方向で、転換分に補助の比重を置く方向で検討していただきたいと思っております。

次に、特別会計の公共下水道事業ですが、現在は事業許可された区域、神保原の一部と忍保、八町河原の約98ヘクタールについて、平成22年3月供用開始を目指して管渠築造工事等を施工しているところでありますが、工事に当たっては特に交通安全確保に配慮をいただき、交通誘導員の配備についても確実にチェックできるような体制を確立していただきたいと思っております。また、今後においても供用開始に向け、事業を強力に推進していただきたいと思っております。

次に、農業集落排水事業であります。この事業については農業集落におけるし尿及び生活雑排水などの汚水や汚泥を処理し、公共用水域の水質保全等を図るための施設整備事業であり、現在は上郷久保地区が平成16年度4月供用開始になり、その施設の維持管理を行っているところであります。この維持管理に要する費用について、収入に対し支出の割合が大変多く、町からの繰り出しが多くなっていることから、今後の農業集落排水事業のあり方を検討していく必要があると思われまます。

次に、税務課であります。平成18年度における町税及び国民健康保険税の状況は、平成17年度に引き続き前年度の収納額、収納率を上回る収納となりました。国民健康保険税を除く町税は、34億6,300万円余りの収入で、うち現年度分の収納が98.01%となるなどの成果を上げておりますが、滞納繰越分については4,900万円余り、収納率8.35%と、現年度と滞納繰越しを合わせると85.07%の収納率となり、2%の改善が見られるものの、収納努力に対してなかなか整理が大きく進むこととはおりません。不納欠損額は258世帯、263人と43法人に対し9,000万円余りを行い、収入未済額は5億1,700万円余りでありました。内訳としましては、住民税は個人・法人とも調定額が上昇し、収納額は10億6,000万円余り、現年、滞納繰越しを合わせた収納率は88.96%でありました。

固定資産税は、土地・家屋とも調定が減額しましたが、償却資産が増加し、収納額が17億4,000万円余りと、町税の首位を占めております。収納率は、79.27%でありました。軽自動車税は、5,100万円余りの収納額で、収納率は83%でありました。町たばこ税は、7月の増税に伴い、消費本数は減ったものの、収入額は増加し、2億900万円余りの収入で、収納率は100%でありました。国民健康保険税につきましては、7億7,400万円余りの収入で、うち現年度分は93%の収納となり、県下市町村の中でも収納率が上位へと上昇しております。滞納繰越し分は4,300万円余りの収入で、収納率が11.29%となり、合計すると収納率64.11%と、1.38%の改善が見られました。不納欠損額は287世帯、290人に4,800万円余りを行い、収入未済額は3億5,100万円余りでありました。町の財政状況の厳しさは、昨年よりさらに増大していますが、平成19年度の三位一体改革に伴う税源委譲により、自主財源である税収の確保が各市町村の財政にとってますます重要となってまいります。

このような中、昨年提言した計画的な人事については、税収の確保のため、職員の税務能力が効果的に継承できるよう、今後も計画的な人事を継続していただきたい。また、同

対減免については、平成17年度から平成18年度を比較すると50%から40%の減免率となり、上限額も町県民税が10万円を8万円に、固定資産税が15万円を12万円に抑えるなどし、減免額の総額が1,186万円余りと、平成17年度に比較して295万円の減少となっており、今後も見直しを継続されるよう改めて提言するものであります。

職員の税収確保に向けての日夜の努力につきましては、納税機会の拡大のための夜間、休日の窓口開庁により、319人、900万円余りの税収があったこと、今年度はさらに利用者数、収納額とも増加傾向にあるとの報告を受けております。今後も夜間、休日開庁の継続と、さらなる納税機会の拡大と納期内納付に向けて、コンビニ収納の早期実施を検討いただきたい。また、県との相互派遣による滞納整理への取り組みにより、滞納者168名に対する財産調査や預貯金27名、所得税還付金50名などの差し押さえ、不動産公売2件や交付要求24名などにより、合計440万円余りの収納があるなど、従来の方の対策に加えて多くの実績、成果を上げており、今後も継続しての取り組みに期待するところであります。さらに、管理職による特別対策事業に加えて、一般職員へも税務研修として収納に臨宅するなどの事業を展開しており、町を挙げての収納努力を今後も継続し、より早い滞納額の減少に向けて、さらなる努力をお願いするものであります。

最後に、議会事務局、監査委員事務局であります。議会費は歳出のほとんどが議員14人分の報酬、手当、共済費や事務局職員3人分の給与、共済費の人件費であり、その占める割合は93.3%であります。審査では、議員報酬について平成8年の改定以来、この11年間改定がなされてこなかったが、県内他の町村議会議員の報酬を勘案して検討を加える時期ではないか。また、現在、特例条例により支給が凍結されている費用弁償についても、非常勤特別職全体の問題として特例条例のあり方について検討されたい。監査委員会事務局の人員配置については、平成18年度から議会事務局職員が兼務となったが、通常の方の出納検査、定期監査、決算監査では特に問題はないとしているが、住民監査請求が提出された場合など、特別の監査を実施する場合に人員配置のあり方等を検討されたい。

以上で総務経済常任委員会に付託された平成18年度決算の審査報告といたします。

議長（小暮敏美君） 以上で総務経済常任委員長の方の報告を終わります。

次に、文教厚生常任委員長納谷克俊議員。

〔文教厚生常任委員長 納谷克俊君発言〕

文教厚生常任委員長（納谷克俊君） 文教厚生常任委員会委員長の納谷克俊でございます。

す。当委員会に付託となりました平成18年度一般会計決算、同国民健康保険特別会計決算、同介護保険特別会計決算、同老人保健特別会計決算並びに同水道事業会計決算で、教育委員会、人権共生課、健康保険課、町民環境課、福祉こども課及び水道課が担当する分の決算審査を去る9月11日から14日までの期間で、担当課長及び担当職員の出席を求め、決算書及び附属資料、決算説明書等をもとに説明及び質疑を行い、20日に委員会を開催して、それらについての総括の審議を慎重に行いました。以下に、各課の概要を報告いたします。

それでは、審査を行った順に報告をさせていただきます。初めに、公民館について報告いたします。公民館では、生涯学習にふさわしい各種の学級、講座を開設し、地域に根ざした各種の事業が行われております。各地区館については、それぞれ10から24もの事業を実施されており、多くの参加者がいるわけではありますが、中央公民館においては人手不足もあり、独自事業が実施されていない状況ですので、今後、中央公民館においても独自の教室、学習会などの事業実施が望まれます。

公民館まつりについては、少ない予算の中で各地区館とも工夫をされて実施しているようなので、もう少し予算の増額ができないかとの意見がありました。また、神保原公民館については、設置場所も近い隣保館が実施している隣保館まつりと合同にした方が、よりにぎやかに盛大になるのではないかとの意見もありましたので、今後、それぞれの館の設置目的などをもう一度よく検討していただきたいと思います。なお、公民館まつり開催時の職員関係の取り扱いについては、細心の注意をお願いいたします。また、各館ともにクラブ、教室においては互助会、保険等に参加しているようですが、今後はAEDの設置も検討していただきたいと思います。また、館長においては館のハード面での管理も徹底していただきたいと思います。公民館事業の中でも、主要事業の1つである人権ミニ研究集会については、近年、参加者が固定しがちであり、一般の参加が少ない状況でありますので、開催方法の検討をお願いいたします。各館共通して目的外使用時の使用料の検討、それから携帯電話の普及に伴い、ピンク電話の設置についても今後の検討課題ではないかと思われる。

なお、各館の建設年次から考えて、安全性の面から全館一斉の点検を行うことを望むとともに、設備の修理、更新も随時進めていただきたいと思います。中央公民館については、老朽化が著しいことから、ワープ上里への移転も含めて、今後のあり方を検討していく時期であると思われる。また、中央公民館においては、各館の連絡調整及び各種利用団体

間の連絡調整は密にお願いをいたします。最後になりますが、関連団体の全国大会出場に対して補助金が支出されておりますが、この際、明確な補助基準の作成を望みます。

続いて、生涯学習課について報告いたします。生涯学習課では、生涯を通じた多様な学習活動の振興をはじめ、健康とスポーツ、レクリエーションの振興に力を入れております。生涯学習課所管の各種団体に対する補助金については適正に執行されておりますが、今後も各種団体の決算報告には注視をしていただき、収入に占める補助金の割合が特に大きい団体については、補助金額の再考をお願いいたします。また、基本単年度補助事業であるまちづくり塾支援事業については、平成17年度同様、3団体に助成を行いました。そのうち1団体については、2年継続の助成でありました。この事業は、地域の特性を生かしたり、個性的なまちづくり活動を自主的に行う団体の育成という観点からも、非常によい事業でありますので、今後も事業の継続並びに助成団体数についての検討もお願いいたします。

生涯学習カレンダーについては、1万500部を作成し、全戸配布をしたわけですが、年度内の転入者の方や二世帯、三世帯同居の方々などからの要望も多く、全体の需要も多いようですので、年当初の作成部数を増やす方向での検討をお願いいたします。子供向けの事業といたしましては、米づくり農業体験教室、じゃじゃーん！わんぱく合宿塾ともに大変好評であり、今後の事業のさらなる発展を希望いたします。また、情報誌「じゃじゃーん」の発行についても、早稲田の協力により都市分の増刷ができ、年2回、各1万1,500部を発行することができました。

人権教育については、平成14年に特別措置法の期限が切れたわけであり、今後は一層、いろいろな角度から人権問題を考え、事業を推進していただきたいと思います。なお、同和対策集会所事業については、地域全体としての事業としての位置づけが大切であろうと思われます。スポーツ振興事業については、町民スポーツの推進、各種スポーツ教室の開催、社会教育団体の育成等を行ったわけですが、町民体育祭については3年ぶりの開催となり、強風のために一部競技が中止となりましたが、約3,000名の参加があり、有意義な事業であると再認識をいたしました。また、第16回上里町乾武マラソン大会も天候にこそ恵まれませんでした。東京シティーマラソンと同日開催ということにもかかわらず、町内外から1,512名の参加があり、健康の増進、上里町のPRに大きく貢献をいたしました。

青少年の健全育成の一翼を担っているスポーツ少年団の指導者の方々に対する謝礼を検

討すべきであるという意見が、昨年の決算審査の中でもありましたが、財政状況の厳しい中ではありますが、スポーツ少年団の指導者の方々の熱意、ボランティア精神の上に丸投げするだけでなく、活動内容に見合った財政的な支援の検討をお願いいたします。また、日ごろの練習の結果、県大会など大きな大会に出場するときには、補助金の支出をしているわけではありますが、そのような場合は広報誌等で広く周知をしていただくことが指導者、選手にとって大いに励みになると思いますので、よろしくをお願いいたします。体育指導員については、目標としている15名の委嘱ができない状況であります。体育指導員の方々がかわる事業が多く、若い方が仕事や家庭との両立が難しく、意欲はあるけれども受けられないという現状があるようです。事業の内容、報酬、費用弁償の支給など、体育指導員のあり方についての再検討をお願いいたします。

また、社会教育活動における主催事業での事故も10件ほど発生しているようであります。事業の実施に当たっては、細心の注意をお願いいたします。社会教育分野での活動は、ますます重要となってきましたので、予算の厳しい折ではありますが、より一層、力を注いでいただきたいと思います。

続いて、水道課について報告いたします。平成18年度の状況は、給水人口、給水戸数、配水量は微増となったものの、有収水量は1.3%の減少となりました。また、有収率につきましては、前年度を2.73%下回り、81.73%となりました。有収率の低下の主な原因は、配水管布設工事に伴う捨て水によるものかと思われます。有収率については、メーター器の不感知によるものや、配水管の劣化に伴う漏水が大きな要因でありますので、県平均の90%に少しでも近づくよう漏水対策を進めて、有収率の改善を図っていただくよう望みます。

また、石綿管や民有地に埋設されている給水管の布設替えについても、計画を立てて順次行ってきておりますが、引き続き漏水対策とあわせて取り組んでいただきたいと思います。それ以外の配水管布設工事の主なものは、下水道工事や道路工事に伴うもので、新たな給水先の確保のための工事ではないものが多いので、配水管布設工事が必ずしも売上高の増加にはつながっていないのが現状であります。なお、配水管布設工事における設計の大部分は、水道課内で行っております。また、近年では新規の加入が非常に多く、新規加入に伴う検査などの事務量が大変多くなっております。

平成18年度の加入金は4,173万円であり、営業収益のおよそ8.6%を占めております。上里町水道事業会計では、これを収益的収入に計上しているため、その分、営業

収益が多くなっているのが現状であります。加入金については資本的収入に計上する方がよいのではないのかという見方もあり、事実、そのような計上をしている事業者もあるようです。そうなりますと、現在の数字以上に水道事業の収益の内容は悪くなるわけであり、平成18年度は2,041万5,000円の純損失が生じました。その結果、平成18年度末の未処理欠損金は2億2,376万1,000円となり、経営上の問題点となっております。

企業債利子の償還は、年々減少しておりますが、元金の償還のピークは平成30年ごろであり、2億1,530万円ほどになるようです。また、今後、平成22年度までの間、県水の受け入れ量が増えることとともに、施設の経年変化による維持費の増加が見込まれ、一層、経営状況が厳しくなることが予想されます。水道料金の収納率の向上に努められるとともに、今後、加入金の計上方法とあわせて企業債利子償還の一般会計繰り入れや、給水原価と供給単価の差、いわゆる逆ザヤ問題なども含めて、適切な水道料金の検討を早急に行うことを強く要望いたします。

続いて、人権共生課について報告いたします。人権共生課は、平成18年4月から人権推進課に新たに男女共同参画係、女性センターを加えて発足いたしました。監査委員の指摘にもありましたとおり、住宅資金貸付事業について返済が滞っている方や遅れている方がおり、一般財源から繰り入れを行っているのが現状であります。滞納者に対しては、建物の登記簿謄本による当該建物の権利関係の確認、既にお亡くなりになっている方については当該住宅の相続人の確認を行うなど、完納についてより一層の努力を求めるところであります。

次いで、運動団体への補助金についてであります。収入の大部分が町からの補助金となっているようでありますので、決算書による活動内容の精査とともに、今後は総額補助ではなく、事業費補助にしていくべきであると思われまます。隣保館に設置されている健康訓練器具については、利用者も多いため、館長による目視などの点検のほかにも定期的な点検を行うよう願います。

男女共同参画推進事業については、女性センターを拠点として講演会、各種セミナー、相談事業等を行っております。また、平成15年に設立された女性団体連絡協議会も、研修会や講演会など、活発に活動されており、今後ますますの活躍が期待されているところであります。中でも、9月に行われた子育てセミナーは、併設されている七本木児童館の遊戯室を利用して開催したため、小さい子供連れの参加者に大変好評のようでしたので、

引き続きの開催を要望いたします。また、女性のための輝力アップ講座は、初の夜間開催ということで、こちらも大変好評でした。

事業所職員研修会では、上里町役場職員を対象にワークライフ・バランスという題目で、埼玉県男女共同参画センター事業課長を迎えての研修を行いました。参加者は70人でした。この事業は、2年に分けて開催されるもので、平成19年度も残りの職員を対象に実施されます。なお、女性センターについては、建物外部の雨どいといいますか、鼻隠しの部分のさびの発生が、建設年次が浅い割にひどい状況ですので、施工業者並びに予算処置を含めた早急な対応をお願いいたします。

続いて、健康保険課及びその所管施設について、決算審査の報告をいたします。初めに、老人福祉センターであります。老人福祉センターは、平成14年度より社会福祉協議会に業務を委託し、運営しております。施設利用者は、平成15年度は1万1,634人、平成16年度は1万4,878人、平成17年度は2万1,316人と、近年、大幅に増加をしてまいりましたが、平成18年度は2万917人と若干前年度を下回りました。平成18年度はボイラーポンプ、温水循環ポンプ、男子トイレフラッシュバルブ、レーザーカラオケ、照明器具等の修理が行われました。築32年となり、施設の老朽化も進んでおり、今後も維持補修を継続的に行う必要があります。この際、長期的な展望のもとに建てかえ、大規模改修について本格的に議論をするべきであります。また、浴槽水の水質管理はもちろんのこと、利用者の体調面にも気をつけていただき、高齢者の憩いの場として運営管理をしていただきたいと思います。なお、社会福祉協議会が行っている各業者との委託については、金額等についての見直しを行っていただくようお願いするとともに、契約方法については上里町の例規に準じるようお願いいたします。

次に、保健センターについて報告いたします。保健センターにおける歳出総計は年間約1億円であり、その内訳は予防対策事業が85%、母子衛生事業が9%強、保健師設置・健康推進事業が約2%、保健センター運営事業費が4%弱であります。予防接種に関しては、平成13年より医師会の協力によって、集団接種からだんだんと個別接種に移行しており、現在、集団接種を実施しているものはポリオワクチンとBCGだけとなっております。また、インフルエンザワクチンについては、65歳以上の方については本人負担1,000円で接種できるように町が負担しており、その接種率は60%ほどであります。事業の周知を行い、接種率を高めていくようお願いいたします。また、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査等を行い、健康保持、健康増進、疾病予防に取り組んでおり

ますが、引き続き各事業の充実に努めていただきたいと思います。

以前は、保健センターで機能訓練、リハビリ事業を行ってきましたが、平成18年度の法改正により、65歳未満は保健センター、65歳以上が地域包括支援センターへとすみ分けがされました。訪問指導については、寝たきり状態の人等、その心身機能の低下の防止や健康の保持増進についての指導が主なものでありますが、近年、増える傾向にあるといわれている産後うつなどについても注意を払っていただきたいと思います。また、乳幼児健診については健康相談、保健指導を行うことはもちろんのこと、乳幼児の様子には注意を払い、児童虐待などの防止に努めるほか、関係各課との連絡を図っていただきたいと思います。また、母親学級、母親学級同窓会等の開催は、出産・育児に関する正しい知識を身につけていただくとともに、転入者の多い上里町においては、親同士の情報交換や仲間づくりの場としても有効であると思われ、育児不安や産後うつの防止の観点からも、積極的に参加を促すようお願いいたします。

基本検診、がん検診、妊産婦、乳幼児の訪問など、さらに充実していただくとともに、乳幼児健康診査などのときには注意を払い、児童虐待防止などに向けての対応を図っていただきたいと思います。また、医師にご協力をいただいた個別健康教育は、非常に好評でありましたが、平成18年度以降は保健師、栄養士での対応になりました。健康保持、健康増進による医療費の削減にもつながりますので、今後も住民に喜ばれる事業として発展していくことを望みます。現在の保健師の人数は、人口に対して適正であると思われませんが、仕事の内容の3分の1くらいが事務処理という状況を考えますと、事務職員をもう1人配置して、保健師の事務的な仕事を軽減して、保健師本来の仕事に専念させる方向で検討をしていただきたいと思います。また、来年4月以降の制度改革により、健診事業の制度が大きく変わるため、その対応を早急に進めていただくようお願いいたします。

次に、介護いきいき係、地域包括支援センターについて報告します。地域包括支援センターは、平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など、さまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としています。介護予防ケアマネジメント事業では、支援届出数が208件であり、そのうち99件のケアプランを地域包括支援センター主任ケアマネージャーと保健師が作成、109件は町内事業所に作成を委託しました。現在、保健師1人が産休に入っておりますので、臨時の保健師を早急に確保していただくと

ともに、将来的には社会福祉士などの有資格者の採用も検討課題であると思われます。今後も、ケアマネ難民といわれるような方ができないよう、円滑な事業の推進をお願いいたします。その他の主な事業といたしましては、特定高齢者把握事業がありますが、こちらの事業をしっかりと行い、要支援・要介護とならないような対策をしていただきたいと思います。また、高齢者の権利擁護、介護に関する悩みや問題に対する対応についても、充実させていただきたいと思います。

介護いきいき係については、介護保険制度も発足7年を経過して、制度の定着からさらなる充実の段階に入ってきたようであります。平成18年度末の賦課対象者は5,075人であり、要介護・要支援認定者総数は678人であります。上里町における調査員による認定調査業務は、臨時職員5名により行われておりますが、みな経験も長く、看護師やケアマネージャー、社会福祉士等の有資格者であり、必ず2人体制で回っており、公正・公平を保っており、県内でも高い評価をいただいております。介護認定における県への不服申し立てもなく、また住宅改修や介護福祉用具購入事業においても、適切な事務処理が行われております。今後も、現在の優れた認定調査業務を継続していくとともに、滞納者に対する対応をしっかりと立てていただきたいと思います。

次に、医療年金係についての報告をいたします。国民健康保険特別会計、老人保健特別会計とも医療費の給付が増加していることから、保健センターなどとの連携を図り、生活習慣病の発病予防の啓発や健康教室などの保健事業を引き続き推進していただきたいと思います。

一般会計で大きな支出を占めているのは、乳幼児医療費助成と重度心身障害者医療費であります。このうち乳幼児医療費補助については、町単独分が3,300万円余りであり、所得制限を設けるとか、食事代は対象外とするなどの検討も必要かと思われます。特別会計分では、平成18年度も特別調整交付金特特分約2,400万円をいただくことができました。また、本年度初めてのこととして調整交付金の平成17年度分のペナルティーについて、平成18年度の評価として減額されていた額の2分の1相当、675万円が平成18年度に支給されました。療養給付費負担金については、平成17年度に国の支払いミスにより、少なく交付された分が平成18年度に精算金として7,558万円交付されました。平成18年度においては、10月1日付で出産育児一時金が30万円から35万円に、葬祭費が7万円から5万円に改定されました。

国保会計に対する一般会計の繰り出しは、療養給付費負担金の精算金約7,500万円

分を加味しても、1億6,330万円にも上ります。平成20年度には、後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者の支援分が賦課されるため、保険料の見直しが行われますので、一般会計からの繰り入れ状況や基金残高が5円しかないという状況を考慮しての税条例の改定を望みます。基金積み立てについては、一般的には医療費総額の3%くらいが必要であろうといわれております。今後は、特別調整交付金特特分の交付を受けたときには、その半分は基金積み立てをするなどの検討が必要であろうと思われま。また、国保税の見直しを定期的に行うことなどを条例に盛り込むことの検討をお願いいたします。いずれにいたしましても、制度改正に向けての準備には万全を期してください。

続いて、町民環境課について報告いたします。初めに、町民係についてですが、町民係は町民の基本である住民基本台帳、戸籍の管理、各種証明書の発行を中心とした事務であります。町の人口は平成18年3月末現在、3万1,926名、住民基本台帳人口3万744名、外国人登録人口1,182名という状況であり、外国人登録者の国籍はブラジル、中国、フィリピンなどをはじめ、23カ国に及んでいます。住民基本台帳人口、外国人登録人口、世帯数のいずれも緩やかながら増加を続けております。住基カードの交付枚数は44枚であり、累計137枚となりました。依然として大変低い普及率であります。今後、インターネットによる電子申請が始まることによって普及されると予想されますが、一層の啓発と利便性のさらなる向上をお願いいたします。また、日曜開庁は好評であり、利用される方が増加しています。中でも、外国人登録事務の利用者が多いようであります。役場業務は、サービス産業であるという観点から、今後は平日の窓口業務の時間延長も検討していただきたいと思。戸籍事務にかかわる賃借料、委託契約については、今後、1件ずつ内容の精査をお願いいたします。

次に、生活環境係であります。交通安全対策、廃棄物の適正処理、公害、生活環境等の事務を担当しております。交通安全対策としては、交通安全運動期間中の街頭指導や園児、児童、高齢者を対象とした交通安全教室の開催、交通安全施設の設置整備などありますが、防犯灯に関しましては21基設置されました。カーブミラーの向きなどの点検は、随時行っていただきたいと思。また、高齢者の交通安全対策については、老人福祉センターとの連携もお願いいたします。

廃棄物の収集運搬につきましては、可燃物については99トンの増加、不燃物・有害危険物については4.7トンの増加、資源ごみについては3.5トンの増加、粗大ごみリクエスト収集については5トンの減少、不法投棄物については3.6トンの増加、自己搬入

については78トンの増加であり、全体では184トン、2.4%の増加となりました。今後は、より一層、適正な処理と減量化に向けての努力をしていただきたいと思います。また、リサイクル活動推進奨励補助の回収実施団体は、昨年度同様28団体であり、キログラム当たりの補助額は1円減額されたものの、回収量は34トン、3.8%も増えました。毎年、回収量も増え、事業が定着してきたように感じますが、今後も啓発活動を続けていくよう望みます。

し尿処理委託、浄化槽清掃許可については、平成18年4月1日より以前の許可業者の廃業により、新規の事業者への委託契約となりました。しかしながら、委託契約内容が6カ月となっており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、上里町廃棄物の処理及び清掃に関する規則に反しております。なお、平成19年度においても同様の契約がなされております。この件に関しては、関係法令、町の例規にのっとり、早急に是正するよう求めます。

スズメバチ駆除については、平成18年度は60件あり、役場で確認したものを広域消防上里分署で駆除処理していましたが、平成19年度からは役場で駆除を行うということです。事故のないように行っていただきたいと思います。

水質基準については、ほとんどの地点で基準値を上回る数値であります。原因としては、生活雑排水や田畑からの窒素などの河川への流入が考えられますので、水質検査の結果には引き続き注視していただきたいと思います。

続いて、図書館について報告いたします。図書館は、開館14年を迎えて、施設整備の劣化が見られるようになってきました。平成18年度には、浄化槽のプロアポンプ及び蓋、排煙窓の修繕に117万円ほど支出いたしました。今後は、空調設備の修繕など、大きな支出が見込まれますので、修繕計画をしっかりと立てて維持補修を行っていくことを望みます。

次に、蔵書数であります。一般書7万4,772点、児童書3万4,366点、視聴覚資料2,320点、雑誌3,883点、合計11万5,341点になり、数の上では充実してまいりましたが、今後、専門書や新刊の充実を図るためにも、大幅に削減された図書購入費の増額を希望します。また、本のリクエストについては町民のみの対応となっており、リクエストが複数重なったものについては購入するようになっておりますが、いわゆるタレント本などの流行ものについては、極力、購入は避けております。

利用状況は、年間貸し出し人数は5万1,609人であり、そのうち広域利用が1万1,338人であり、中でも本庄市の方々の利用が特に多いようです。また、ここ数年は学校

への貸し出しに力を入れており、今後も総合学習向けの蔵書の拡充を図り、なお一層学校との連携を図っていただきたいと思います。しかしながら、学校貸し出しの場合、本の傷みが早いため、学校と協力をして、より一層本を大切に利用する指導をお願いしたいと思います。不明本については、職員の努力にもより、金額ベースで年間16万円ほどにまで減ってきたようであります。また、破損本の修理は1日20冊くらいになっております。今後、利用者のマナーの向上をより一層徹底する必要があります。

職員体制についてですが、正職員の図書館司書の定年が近づいてきていることと、臨時職員のうち経験豊富な職員が他の図書館に就職してしまうなど、今後、住民サービスの低下をきたすおそれが出てきております。臨時職員の中には、児童図書館研究会に参加をして、司書としてのスキルアップを図るなど、優秀な方もおられますので、臨時職員の正職化も含めて図書館司書の増員を望みます。

続いて、郷土資料館について報告いたします。郷土資料館の主な事業は、文化財保存事業、遺跡保存事業、企画展示、各種講座などの普及事業、調査研究業務であります。文化財保護事業といたしましては、有形・無形文化財への補助金の交付、遺跡の出土品の整理作業、古文書の裏打ち作業等を行いました。遺跡保存事業では、カインズ建設に伴う北稲塚第 遺跡の発掘調査報告書の刊行、各種開発行為に伴う試掘調査、埋蔵文化財基礎データベースを活用しての教育ツールの作成を行いました。これは、平成16年度から3カ年の文化庁補助事業であり、平成18年度が最終年度でありました。DVD「上里の遺跡と遺物」～大昔のひとびとの残したもの～の完成度は非常に高く、私も一通り見させていただきましたが、今後、町内小学生向けの教材として広く活用されることだと思います。

郷土資料館事業としては、常設展示を行っているほか、普及事業として16講座を実施いたしました。近年の傾向としては、出前事業が多くなってきています。また、平成18年度は初めて中学生の選択社会で上里の地図模型づくりを行いました。はさみやカッターナイフをうまく使えない子供たちが非常に多く、8班のうち1班しか完成できなかったということであり、大変驚かされました。また、博物館館務実習として2名の実習生を受け入れ、10日間にわたる実務の研修を行いました。職員体制面では、学芸員資格を持つ職員2人の年齢が高くなっており、事業の継続性からも後継の職員の採用、育成が急務であります。まして、今後、国道17号バイパスが着工になると、それに伴う都市計画道路には完全に遺跡があるため、発掘調査、出土品整理の作業が見込まれます。補助事業であるデータベース構築事業は、本年度をもって終了したわけですが、平成19年度からは新

たな補助事業として、I C タグを使った遺物の管理を3年間の予定で行います。町村では、全国初の事業のようですので、事業完了に向けての努力を期待しております。

続いて、学校教育課・学校教育指導室について報告いたします。学校教育課では、小・中学校児童生徒の就学援助、学校保健、小・中学校の施設整備、管理、教職員の人事、毎月定例で行われる教育委員会の事務を行っております。また、学校教育指導室では、各小・中学校の運営や教育課程、教育相談、就学指導、生徒指導、教職員の研修などを担当しています。

平成18年度の主な工事としては、七本木小学校校舎の耐震補強、トイレ改修がありました。ほかにも、懸案だった長幡小学校体育館の雨漏り改修工事、上里中学校音楽室のアスベスト囲い込み工事などが行われました。今後は、上里東小学校、長幡小学校の耐震補強工事、上里中学校の改修工事、七本木小学校のアスベスト除去工事など、大きな事業が続く見通しでありますし、上里東小や賀美小の体育館の雨漏り、新給食センターの稼動に伴う各校の受け入れ体制の整備など、多くの財政負担が見込まれるため、基金積み立てや上里中学校改築、もしくは新築に伴う検討委員会の設置を検討していただきたいと思えます。また、教育尊重の町宣言に恥じないように、学校教育施設の整備、改修には引き続き力を入れていただきたいと思えます。

図書購入費については、図書基準を満たすように予算の増額を望みます。また、図書については町立図書館から貸し出しを受けているわけですが、学校への団体貸し出しは特に本の傷みが激しいようですので、本の取り扱いについての指導を徹底していただくようお願いいたします。平成18年度は、中学校において暴力事件が相次いだわけですが、その後の指導、処置は適切に行われており、現在、中学校においては特に大きな問題はないようです。中学校においては、今後も引き続き生徒の動向に注意を払っていただきたいと思えます。

次に、施設加配教員についてですが、現在、七本木小学校・上里中学校に1人ずつ配置されておりますが、上里学園の施設の規模、園児の定員などを考慮すると、加配教員の増員が望まれるところであり、県に対して強く要望していくことを望みます。さらに、上里東小学校については、外国籍の児童が多いため、日本語指導教室を設置しておりますが、これを2教室にできるよう引き続き要望を続けていただきたいと思えます。ちなみに、本日の読売新聞埼玉版にも出ておりましたが、本庄西小学校では1年生から3年生、4年生から6年生と2つの日本語指導教室に分けているようであります。県内では、本庄西小だ

けだということですが、上里東小学校も本庄西小学校同様、外国籍の児童が多いということですので、こちらの方も引き続きお願いしたいと思います。児童の登下校時における防犯ブザーの所持についての指導は、定期的に行うようお願いいたします。最後に、職員体制面の問題ではありますが、学校教育課においては職員の平均年齢がかなり高くなっております。行政の継続性の観点からも、今後はバランスのよい年齢構成とすることを望むとともに、施設の改修、修繕のウエイトも非常に大きくなっているため、建築に精通した職員の配置の検討もお願いしたいと思います。

最後に、福祉こども課について報告いたします。福祉こども課においては、社会福祉係、こども青少年係、児童館、保育園と幅広い業務を担当しております。以下、審査を行った順に報告をいたします。

初めに、児童館であります。平成17年4月の賀美児童館オープンによって、全小学校区に配備をされました。同じく、本日の読売新聞埼玉版でございますが、子育てに対する支援の充実度は町村で上里町が2位ということでありましたが、この部分が非常に大きな評価を受けているのかと思います。各館の平成18年度の利用者数は、七本木2万1,015人、上里町東1万6,549人、長幡1万3,033人、賀美1万5,719人、神保原1万8,072人でありました。各館とも共通していえることは、放課後児童クラブ生の利用が圧倒的に多かったということでありました。利用者の内訳を分析してみると、敷地内及び隣地に公園や遊具がそろっている館では、クラブ生以外の利用者の比率が高くなっております。また、東児童館においては放課後児童クラブの定員を増やした関係上、放課後児童クラブに使用する床面積を増やしたために、一般の児童が利用するスペースが狭くなってしまったことと、駐車場が狭いために車を利用して訪れる親子連れの方が利用困難な状況でありますので、今後、上里町東児童館においては駐車場と児童の遊び場の確保が急務であります。

各児童館とも、5月5日のこどもの日フェスティバルをはじめ、夏休み、クリスマスなど、季節の行事を行うとともに、幼児教室などの子育て支援事業も行っております。また、各館とも公民館との共催という形で児童館まつりを開催いたしましたが、500人以上の参加者があり、盛況でありました。また、児童館のこどもの日フェスティバルについてなのですけれども、こどもの日フェスティバルを行うことによって翌5月6日、この日を休館としております。本来であれば、祝日をお休みとするわけですが、かわりに5月6日の平日を休みとすることによって、利用している方々からは「平日に休まれると困る。」

との声もいただいておりますので、5月6日の開館をしていただくように今後の検討をお願いしたいと思います。

児童館の事業の大きな柱といたしましては、放課後児童健全事業があります。いわゆる、放課後児童クラブであります。平成19年3月末のクラブ生は、七本木40人、上里町東52人、長幡43人、賀美56人、神保原41人となっております。放課後児童クラブの指導時間は、下校時から午後5時30分までであります。保護者の就労状況等、必要に応じて午後6時30分まで延長することができます。現在、他自治体が公設公営で運営している放課後児童クラブにおいては、延長保育を行っているところはないようです。また、延長部分の料金は徴収しておりません。賀美児童館においては、試行的にさらに1時間、午後7時30分まで延長することができます。この1時間部分については、社会福祉協議会へファミリーサポート事業という形で委託をしております。しかし、ファミリーサポート事業と名前が同じですけれども、事業形態は別ということでありまして、この場合、延長30分につき150円の負担をいただいております。しかしながら、実際には児童館の職員が引き続き保育を行っているというのが現状であります。試行実施とはいえ、各館のサービスに格差があるというのは、地域の実情があるとはいえ、好ましい状況ではありませんので、今後、何らかの改善策をとらなければならないでしょう。特に、賀美児童館の社協委託分については、こども青少年係のファミリーサポート事業との整合性を持たせるようお願いいたします。

また、各種の行事等で食べ物を扱うときには、衛生面において特に注意をお願いいたします。管理運営面においてであります。平成18年度は七本木児童館に常勤の館長がおりました。しかし、児童館設置及び管理条例では主館に館長を置くとなっております関係上、神保原児童館においても館長職の職員を置くべきであろうと思われまして、また、児童館係についても、事務分掌規則において明記するようお願いいたします。特に、館長については前任者の退職後は福祉こども課長の兼務となっております。出先機関の長を課長が兼務するというのは、緊急時の対応が遅れてしまったり、決済などのために職員が庁舎に行くときなどは館を空けてしまうことになってしまいます。館長については、課長職でないという規定はないわけでありまして、条例にあわせた形の職員体制をとるか、現場にあわせた形の条例改正をするのかの処置が必要であります。

次に、社会福祉係について報告いたします。社会福祉係は、民生委員・児童委員協議会事務局、関東大震災朝鮮人犠牲者慰霊祭、敬老会、福祉巡回バス、長寿祝い金の支給、障

害者福祉事業などを行っております。敬老記念品の配布贈呈事業については、老人会等において意見を聞くとか、受け取る側の気持ちになって喜ばれる品物の選定を心がけてください。上里町高齢者事業団運営補助金については、平成18年度決算において繰越金が735万円、積立金1,500万円という状況から勘案いたしますと、今後、補助金はいらぬのではないのかと思われまますので、検討を願います。また、福祉巡回バスについては、試行運行期間中での見直しの議論をしっかりとお願いいたします。

障害者福祉関係では、平成19年3月に第3次上里町障害者計画及び第1期上里町障害者福祉計画を策定いたしました。また、平成15年度に今までの措置制度から支援費制度へ、そして平成18年度には障害者自立支援法の制定など、制度が目まぐるしく変わっており、現在は新たな障害福祉施策への過渡期であります。そもそも、障害者福祉関連事業はシステムに依存できる部分は少なく、人の手に頼る部分が非常に多く、なおかつ新法制定により事務量も非常に増大しているのが現状であります。また、対象者の方々と担当職員の信頼関係は非常に重要であります。そのようなことから、中長期的な職員育成と増員・異動計画が不可欠であります。

次に、保育園について報告いたします。ハード面においては、中央保育園においてベランダ屋根の改修工事が行われました。中央・長幡保育園とも、定員60名のところ、入所の円滑化により中央保育園が4月1日69名、3月1日74名、長幡保育園が4月1日68名、3月1日74名の入所でした。そのうち、0歳児については中央保育園で4名、長幡保育園で3名でした。また、一時保育事業については、中央保育園では年間243名、長幡保育園では年間528名の利用があり、両園とも職員体制の許容範囲内で住民の要望にこたえるべく取り組んでおります。

平成18年度には、中央保育園に通う園児から0-157への感染が確認されました。調査の結果、感染経路において保育園の関係はないと判明いたしましたが、今後も0-157をはじめとして、衛生面には特に注意を払われるようお願いするとともに、同じような事態が発生した場合の対応、連絡体制などの再確認をお願いいたします。また、特に中央保育園においては、園の進入路についての安全管理に注意を払っていただき、園児が安全に通えるよう指導の徹底をお願いいたします。最後に、職員体制における保育士の正規職員と臨時職員の割合についてであります。特段、業務に支障はないようではありますが、正規職員の年齢構成なども考慮して、バランスのよい採用を行っていただきたいと思います。

最後になりましたが、こども青少年係について報告いたします。こども青少年係では、母子・児童福祉、保育所、児童手当業務、放課後児童クラブ業務などを担当しております。放課後児童クラブにおいては、申し込み希望者は年々増加をしており、待機児童がいるという現状であります。児童の選考に当たっては、内規に基づき、厳正に行っておるところです。民間社会福祉施設に勤務する職員の給与処遇の改善を図る目的から、民間保育所職員処遇改善補助金が支出されております。その趣旨は理解できるところでありますが、一度、内容の精査をするべきではないかと思われまます。平成18年度は、保育所の待機児童はおりませんでした。

保育所運営事業については、保育所運営費保護者負担金、いわゆる保育料の滞納が大きな問題になっております。減免措置の周知であるとか、滞納者に対して支払いの要請を続けていくことはもちろんのこと、高額なもの、不誠実なものに対しては資産の差し押さえの検討も進める時期かと思えます。次世代育成支援事業においては、ファミリーサポート事業の立ち上げ準備を行い、ファミリーサポートセンターを社会福祉協議会内に設置いたしました。今後は、事業の普及啓発に努めていただきたいと思います。青少年健全育成関係では、社会を明るくする運動、青少年非行防止夜間パトロール等を行ってまいりましたが、大型商業施設が開店するなど、青少年を取り巻く町内の環境は変化しつつあります。今後は、教育委員会、学校とのより一層の連携をお願いいたします。

以上のように、詳細にわたり慎重に審議をした結果、一部に法令、例規に反する事項のあった平成18年度一般会計決算については、これらを速やかに是正することを申し添え、認定すべきものといいたしました。その他、平成18年度国民健康保険特別会計、同介護保険特別会計、同老人保健特別会計並びに同水道事業会計についても、同じく認定すべきものといいたしました。

以上で文教厚生常任委員会における平成18年度の決算審査の報告を終わります。

議長（小暮敏美君） 以上で文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これもちまして平成18年度上里町一般会計歳入歳出決算及び平成18年度上里町特別会計歳入歳出決算並びに平成18年度上里町水道事業決算に対する各常任委員会別の決算審査の結果報告を終わります。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前 11 時 10 分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（小暮敏美君） これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、各常任委員長に対し順次発言を許可いたします。

なお、あらかじめ申し上げます。質疑は、委員長報告の範囲でお願いいたします。

3 番納谷議員。

〔 3 番 納谷克俊君発言 〕

3 番（納谷克俊君） 総務経済常任委員長にご質問いたします。

決算書 53 ページの第 59 回国体空手道競技大会電波料の 31 万 5,000 円の支出について、請求日、それから支払日などの確認はされましたでしょうか。これについては、以前の総括質疑の中でも質問させていただきましたとおり、平成 16 年度に請求が上がっているのだとしたら、これが繰り越されていない。平成 18 年度になっても当初予算にも盛らず、予備費充当という形でされているということを見ると、この処理がどうだったのかということ。

それから、当初、この電波料の部分については協賛金を集めて、それを充てるという考えがあったということで、協賛金集めも実際に回られたということですが、協賛金を集めたとしたら、この協賛金はどうなったのでしょうかということ。

それから、165 ページ、国民健康保険税について、不納欠損が 4,805 万円、それから収入未済が 3 億 5,106 万円ということなのですけれども、これに対して行政に対するお願いがありましたけれども、委員会ではこの辺どのような対応をしたらいいのかという、協議の中で委員会として案が出たのかということ。

それから、161 ページなのですけれども、財産に関する調書の中で下水道終末処理場の関係で、国庫補助の関係で下水道特別会計から一般会計に入れかわりになったというのはわかるのですけれども、結局、その土地の利用の仕方が決まらない。早急に考えるということだったのですけれども、委員会の中では町に考えるというだけではなくて、こうした方がいいのではないかという議論があったのかどうか。もし、あったのならどんなような話があったのかということ。

それから、47 ページ、ハイウェイオアシス等推進事業報償費で法律相談業務謝礼とい

うことで、弁護士に対する費用が払われていると思うのですけれども、この弁護士と町の顧問弁護士は同じ人なのでしょうか。もし違うとなると、顧問弁護士という以上、顧問料を払っているのではないかと思うのだけれども、それとの整合性はどうか。

最後に、41ページの財産管理事業の中の工事請負費、庁舎インターロッキング等補修と出ていて、庁舎管理の工事請負費の中でもインターロッキング補修工事という形で、同じインターロッキングの補修が2本、別計上になっているのですけれども、これは委員長に聞くべきことではないかと思うのですけれども、どういうことなのか。

同じ庁舎管理で、庁舎雨漏り修繕調査及び工事ということで19万9,500円が支出されていますけれども、この中身というよりも、新しい庁舎の割にいろいろな補修、修繕が出ています。現在も、皆さんもお気づきになっていると思うのですけれども、庁舎の玄関のところの柱の根元がぼろぼろになってしまっています。恐らく、吹き抜けのところは何本か柱があって、それと同じ仕様のまま、あそこだけ一部内部できているのがあそこだけ外部になって、同じ仕様でやってしまったので、水の関係でぐちゃぐちゃになったと思うのです。本来、完全に設計ミスでしょうし、施工業者も工事をしていておかしいと思ったら指摘しなければいけないことなのにもかかわらず、そのままつくられてしまっている。そういったミスについての修理などは、業者に求めていっていただきたいと思うのですが、そういうことも含めて庁舎に対する今後の修繕、例えばガラスのパッキンとか、そういったことを見込まれるし、現に支出が出ていることに対して、決算でどのような審議が行われたのか。

以上ですけれども、よろしく願いいたします。

議長（小暮敏美君） 総務経済常任委員長新井實議員。

〔総務経済常任委員長 新井實君発言〕

総務経済常任委員長（新井 實君） 国体の関係であります。実はこの間、9月定例会で総務経済常任委員会における決算審査の中で、納谷議員から本会議で問題提起された第59回国体空手道競技大会の電波料の支払いについて、説明を執行者側に求めた。その関連であると思います。総務経済常任委員会の決算審査において、このことに関して萩原会計管理者から委員会の最後に説明がありました。萩原会計管理者が、決算審査の終了間際に昨日の決算総括質疑の折、納谷議員から質問のあった国体電波料の支払いの経過説明を行いたい旨ということで述べられ、それは以下のとおりであります。

平成18年5月8日に総務課担当課の垣島主査から、国体電波料の支出票が提出されま

したが、請求書の内容、請求日が平成16年8月5日に出ており、過年度支出で好ましい姿ではないので、支払いはできない旨を伝え、どうしても支払いをしたいのであればもう一度町長に内容説明をして、了解を得ておくよう改めてその場で指示した。明後日の5月10日に内容説明をしてあると思ったので、確認のため町長室へ行くと、まだ説明を受けていなかったようです。町長は理解されていなかったようなので、当時の国体担当課長補佐の中島課長補佐に来てもらって、経過の内容説明を町長にしてもらい、判断を仰ぐことにしたそうです。会計課長としては、好ましくない事に該当するような気もしていますが、町長の判断により支出することにしたが、課長の判断により平成16年度の請求書では支出できないので、再請求してもらうべく指示を出し、請求年月日の日付は平成18年4月28日に再提出してもらったとのこととあります。それで、平成18年度支出として取り扱うことを決定した。以上の経過説明を総務経済常任委員会の席でいただきました。

協賛金集めの件については、役場は縦割り行政で、横の連絡、意思の疎通で行き違いみたいなところがあったように見受けられます。委員の皆さんも、そんな感じではないかと思しますので、先ほど委員長報告で言いましたように、今後については情報の共有とか、意見の共有を密にして、二度とこういうことがないように委員会としては注意を促したということです。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午後1時30分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（小暮敏美君） 納谷議員の質疑に対して、総務経済常任委員長新井實議員の答弁を求めます。

〔総務経済常任委員長 新井實君発言〕

総務経済常任委員長（新井 實君） 午前中に引き続きまして、53ページの第59回国体空手道競技大会の電波料のことにあります。協賛金集めをしたというが、そのお金はどうなっているかという問題であります。この協賛金については民間のスポンサーの勧誘については町のアピールをすることがありますので、町の方でも企業にはス

ポンサーをお願いしたいと言っておりますが、民間のスポンサー料分については企業の方へ直接当事者から請求がいて、企業で直接支払っています。そして、町で支払った31万5,000円の支払い分については、委員長報告で申し上げたとおりでございます。

それと、165ページの国民健康保険税の不納欠損、それから収納未済額につきましては、不納欠損や収入未済額は減らなかつたり、これ以上増えたりしては困りますので、町に対してさらなる収納率の向上に向けて、最善の努力をするよう要請しました。特に、滞納繰越分については、収納率がかなり悪いので、その分については特に収納率のアップをお願いするように申し上げてあります。国民健康保険税の収納に関して、委員長報告で述べましたように、人員の配置計画等も勘案しながら、最善の努力をお願いしたいと委員会としては要請してあります。

それから、161ページの財産に関する調書、公有財産、その他施設、下水道の終末処理場予定地跡の件について、特に下水道終末処理場予定地跡については、委員会の中では有効利用について具体的な提案並びに議論は話し合われませんでした。下水道終末処理場予定地は農地転用に関する大幅な用途制限がありますので、そういう中でどういう活用ができるかという可能性について、十分な計画を早くしていただくように要望してあります。

それから、47ページのハイウェイオアシス等推進事業、弁護士に支払った30万円の件ですが、これは上里サービスエリア周辺地区の整備事業に関連して、さまざまな方が町に電話で問い合わせをしたり、町にやっ来てまいりました。町の顧問弁護士はおるのですが、こういった民事関係の業務を多く扱ってしまして、すぐに対応していただくために、比較的近く、こういう問題を専門にやっている高崎市の弁護士に依頼し、相談を行ったわけがあります。この相談に対する謝礼で、月額5万円、半年分で30万円というわけでありませう。この予算は、緊急を要したために予備費で対応したものであります。

それから、財産管理、庁舎の管理事業の工事請負費のインターロッキングの補修の件でございますが、柱のはがれについては委員会の中でも質問がなされまして、早急に補修を考えて、今現在、始めたそうであります。本来ならば、庁舎の敷地内であるので、庁舎管理費の中から支出すべきものであったわけですが、財産管理と広くとらえて、当初、支出したものであります。設計ミスということに関しては、委員会としては特に審査はされておられません。しかし、執行者にはよくご検討をいただきたいと申し上げてあります。

納谷議員の質問に対する答弁は、これで終わりにいたします。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

3 番納谷議員。

〔 3 番 納谷克俊君発言 〕

3 番（納谷克俊君） 最後のところだけ確認なのですけれども、要するに財産管理事業と庁舎管理事業という2つの項目で、同じ工事請負費、庁舎インターロッキングの補修が出ている部分については、2カ所の工事を行って、それを計上するときに広くとらえて財産管理に上げたものと、本来の庁舎に上げたものが出てきたのでこういう形になったということによろしいわけですね。

〔「はい」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

4 番中島議員。

〔 4 番 中島美晴君発言 〕

4 番（中島美晴君） 総務経済常任委員長にご質問をさせていただきます。

私ども文教の方で高齢者事業団に補助金を180万円出しているわけですが、平成18年度は会員も増え、年間就業人数といたしますか、仕事をされた方も75%、また事業実績も素晴らしい実績を残されて、関係各位のご努力に敬意を表するものでありますけれども、それに関連して、あの土地と建物は町の財産で、無償で当事業団に貸してあるということを伺ったわけですが、手狭になったので改造されたということをお伺いしたわけですが、その件に関しまして町当局と協議された上で改造されたのかどうか、その点は委員会でお話が出たのかということをお伺いいたします。

議長（小暮敏美君） 総務経済常任委員長新井實議員。

〔総務経済常任委員長 新井實君発言〕

総務経済常任委員長（新井 實君） 中島議員のご質問にお答えします。

委員会の中では、高齢者事業団の改造については初めて聞いたのです。こういう話はおらないので、これについては協議しておりません。

議長（小暮敏美君） 4 番中島議員。

〔 4 番 中島美晴君発言 〕

4 番（中島美晴君） 言いそびれてしまいましたけれども、私ども文教の委員会の中で補助金が出ていることで、一生懸命ご努力されて事業実績も伸びて、素晴らしい経営状況の中でありますので、町としましても運営補助の見直しということも言われておりますの

で、今後は補助金の見直しの検討も必要という話も委員会で出たわけですがけれども、そのときに財産管理は私どもの方の担当ではないので出たわけですが。やはり、町所有の財産ですから、まして無償で貸しているわけで、手狭になって改造されたということを町当局と協議なされた上で、了解のもとに改造されたということでは全く問題ないわけですがけれども、その辺の財産管理という部分で、数字的なものがどこを探しても出てこなかったものですから、それで委員長にお尋ねさせていただいたわけでありまして。きちんと、その辺も伺っていただきたいと思うのですけれども、よろしく願います。

議長（小暮敏美君） 総務経済常任委員長新井實議員。

〔総務経済常任委員長 新井實君発言〕

総務経済常任委員長（新井 實君） 中島議員から、町が無償で貸している中で、手狭になったので増築したことについて、町の方で改造費の資金を出したのかというお話なのですがけれども、そのことに関しては委員会では審査されておりません。今後は、町に対しても、こういうことについては明確な話をお聞きし、今後においては報告していただきたいということで、要望してまいりたいと思います。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、委員長報告についての質疑を終了いたします。

日程第17、認定第1号 平成18年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

まず、認定に反対の方の発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番桜井正です。平成18年度上里町一般会計決算の認定に反対をする討論を行います。

平成18年度の上里町一般会計は、収入済額で73億3,884万773円、支出済額で69億2,702万4,959円です。まず、歳入の中で町税につきまして、調定額は40億7,127万2,804円、収入済額は34億6,353万1,069円です。また、収入未済額は5億1,773万2,743円です。さらに、町民税は調定額15億9,208万8,571円でありまして、収入済額は14億5,194万838円です。また、

収入未済額は1億1,529万9,447円であります。そこで、問題なのはこの中に同対減免として1,186万8,000円が含まれているということであり、すなわち、町民税が116人に対して399万5,100円、固定資産税が169人で787万2,900円です。

また、一方では平成18年度から定率減税の一部廃止や、65歳以上の老年控除の廃止、そして妻の均等割非課税措置の廃止、さらには65歳以上で課税所得125万円以下の非課税措置の廃止などで、1億611万2,525円が増税されていることでもあります。先ほどの総務経済常任委員長の報告にありましたが、同対減免については今後なくしていく方向で検討しているということではありますが、平成18年度においては上限を設けることによって減免額を減らす努力はされていますけれども、こうした1,000万円からの同対減免が行われる一方では、住民税が非常に増税されて多くの住民が驚いている。「なぜ、こんなに住民税が急に高くなったのか。」、こういう問い合わせが町に殺到しているところでもあります。こうした不公平な当税に反対をするものであります。

2点目といたしましては、款20に諸収入という項目がありますが、この諸収入の調定額1億3,529万9,306円、収入済額は6,322万4,077円ありますが、収入未済額が7,207万5,229円、すなわち住宅資金貸付事業で、町が貸し付けた資金の返済が滞っている。約30人の方の返済が滞って、7,207万5,229円が町に返済されていない。そのために、支出の部分で公債費として6億6,586万8,331円支出しておりますけれども、その中の住宅資金貸付事業の長期債の元金1,316万9,380円と長期債利子208万9,103円、これを返済するために町が貸し付けた金を充てるべきであったのですが、滞っているために町の一般会計から約300万円、住民の税金から支出に充てざるを得なかった。これが款20の諸収入の内容であります。

そして、3点目といたしまして、人権推進費として975万6,696円、これは同和対策事業として933万8,336円支出されております。人権推進費のほとんどが同和対策事業に使われているわけであり、国の同和対策に関する法律は終了しているのに、この支出は不法であり、町独自の不要な支出であります。内容は、部落解放を愛する会125人に対して491万7,000円、同女性部118人に対して49万3,000円、また部落解放同盟39人に対して256万5,000円、同女性部18人に対して30万円支出されておりますが、このような支出に反対をするものであります。

次に、4点目といたしまして、保育行政の内容について指摘をいたします。長幡保育園

では、園長及び正規の保育士6人、臨時保育士4人、臨時の調理員1人、臨時の用務員1人、これで長幡保育園が運営されております。中央保育園では、園長及び正規の保育士6人、正規の栄養士1人、臨時の保育士5人、臨時の調理員1人、臨時の用務員1人です。今、格差社会が叫ばれ、これはよくないことだ、何とかなくさなければならないということで、さきの参議院の選挙でも大きな問題になったところではありますが、この保育行政に見られる正規雇用の保育士、臨時雇用の保育士、まさに町が格差社会をつくっており、保育園の現場で子供を保育するという同じ仕事をしているのに、町の正規保育士と臨時の保育士という形で賃金に格差をつくっている。まさに、保育の現場に格差社会をつくっている。

さらには、各保育園の定数を見ますと、どこの保育園も118%から125%の超過入所、いわば詰め込み保育を実施しているわけであります。待機児童をなくすということで、国も125%までは入所させてもよいという指導を受けて、待機児童をなくすためにすべての町立保育園、民間保育園、すべてで定数の125%まで超過して入所させているところであります。超過入所、詰め込み保育でなく、待機児童をなくすためには、90人定員の保育所が必要であります。町立の保育園、民間の4園の保育園がそれぞれ120%からの超過入所をさせているために、95人、定数よりも多く入所させているわけですから、少なくとも90人定員の保育園が上里町には必要な状態であります。保育園のない東小学校地域に、90人定員の保育園をつくる必要があります。このような保育園をつくって、待機児童をなくし、詰め込み保育をなくしていく必要があります。

以上の理由から、平成18年度上里町一般会計決算の認定に反対をするものであります。

議長（小暮敏美君） 次に、認定に賛成の方の発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第1号 平成18年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、平成18年度上里町一般会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第18、認定第2号 平成18年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

まず、認定に反対の方の発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番桜井正です。平成18年度上里町国民健康保険特別会計決算の認定に反対をする討論を行います。

平成18年度国民健康保険特別会計は、収入済額26億9,099万1,981円、収入未済額3億5,106万3,933円ですが、国民健康保険税の調定額は11億7,395万3,103円でありまして、収入済額は7億7,483万3,197円、そして収入未済額は3億5,106万3,933円であります。国民健康保険は、今、全国的にも払えない人が多く、納税者の5人に1人が払えず、滞納しているといわれております。上里町においても、調定額11億7,395万3,103円に対して、収入済額7億7,483万3,197円は66%の収納であります。収入未済額が3億5,106万3,933円とは、30%が滞納ということになります。不納欠損額4,805万5,973円は、調定額の4%が納税をチャラにするということになります。国民健康保険税を納められる人が年々少なくなることから、収納額は減少して国保運営が大変だからということで、国保税を値上げするという悪循環が続いております。

平成18年度の国保加入世帯は5,450世帯、被保険者数は1万1,157人で、前年度に比べ増加していますが、国保加入者の多くは所得の少ない人です。ところが、上里町では国保税の納税を高めるために特別な体制をつくって、滞納者に対する収納活動を行っております。また、滞納者に対しては差し押え90件、国保証の取り上げ、すなわち資格証明書の発行18世帯、さらには短期保険証の発行6カ月が126世帯、3カ月が96世帯を行っております。安心して医療が受けられる状態をすべての国民に保証するためにつくられた、社会保険に入れない人たちが最終的に加入する国民健康保険が、納税を高めるために厳しい取り立てをしたり、保険証を取り上げたりして、滞納者を締め出そうとしております。そのために、全国では医者にかかれず、死亡した人もいるようであります。経済大国であるとか、先進国などといわれている日本で、住むところがなく、ホームレスになったり、働いても働いても生活できない人、生活費がなく餓死したり、病気になっても医者にかかれず、死亡する人たちも増えております。格差社会といわれている今、国民

健康保険税を払えず、肩身の狭い思いで生活している住民がいっぱいいるときに、こういう人たちにペナルティーを科して、さらに苦しめる。このような平成18年度の上里町国民健康保険特別会計の決算認定に反対をするものであります。

議長（小暮敏美君） 次に、認定に賛成の方の発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第2号 平成18年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、平成18年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第19、認定第3号 平成18年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。討論はありますか。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番桜井正でございます。平成18年度上里町介護保険特別会計決算の認定に反対をする討論を行います。

2000年から始まった介護保険は、高齢者に対する公的な介護サービスを提供する制度で、年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険に次ぐ5番目の高い保険であり、日本に住む40歳以上の人は強制加入が決められております。実施から7年が経過しますが、導入時には家族介護から社会介護に、サービスが自由に選択できる、このように宣伝されてきました。現実には、サービスの利用が増えれば保険料が増える仕組みとなっているために、3年ごとの見直しのたびに保険料が高くなり、世帯全員が住民税非課税であっても、保険料を払わなければならないという制度であります。このために、所得の少ない人ほど保険料の負担の割合が大きいため、安心とはほど遠い制度になってきております。

こうした制度のもとで、平成18年度には2回目の見直しがされ、大幅に保険料が値上げされました。介護保険料の基準額は、月額2,600円から3,100円になり、年額では3万1,200円から3万7,200円に引き上げられたところであります。また、

今までの第2階層だった世帯全員が住民税非課税であった人でも、新しい第2階層と第3階層に分けられ、年収80万円以上になると月額1,950円から2,325円、年額では2万3,400円から2万7,900円に値上げをされたところであります。そして、今までの5段階を1区分増やして6段階として、今までの第3階層が新しい第4階層として基準額になり、新しく第5階層と第6階層ができて、それぞれ大幅に値上げをされたわけであります。平成18年度には、税制改正によって所得が増えなくても課税されることになる人が増えました。すなわち、65歳以上の老年控除の廃止や妻の均等割非課税措置の廃止、そして65歳で課税所得が125万円以下の非課税措置も廃止されたところであります。

このことによって、見直しに当たっての保険料の値上げとともに、段階が上がったことによる値上げが同時に起こってしまいました。2年間の激変緩和措置が講じられたものの、大幅な値上げになってしまいました。その結果、決算書に見られるように、不納欠損額175万6,600円、72人分、収入未済額573万8,800円となりました。一方で、平成18年度末の基金が1億840万7,729円にもなるわけで、高齢者の暮らしを直撃するばかりか、まさに保険あって介護なしの状況を広げております。全国では、隣の美里町のように、基金のすべてを取り崩したり、一般会計から繰り入れたりして、保険料の値上げを抑える努力をしている自治体もあります。だれもが安心できる介護保険にしていくことこそが必要であり、大事なことであります。低所得者には、耐え難い保険料と利用料になっていて、払えない、サービスも受けられない、こうした人を生み出しつつある介護保険特別会計の決算の認定に反対をするものであります。

議長（小暮敏美君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第3号 平成18年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、平成18年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第20、認定第4号 平成18年度上里町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第4号 平成18年度上里町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、平成18年度上里町老人保健特別会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第21、認定第5号 平成18年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第5号 平成18年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、平成18年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第22、認定第6号 平成18年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第6号 平成18年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、平成18年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第23、認定第7号 平成18年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第7号 平成18年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、平成18年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第24、認定第8号 平成18年度上里町水道事業会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第8号 平成18年度上里町水道事業会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、平成18年度上里町水道事業会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時44分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加について

議長（小暮敏美君） お諮りいたします。

ただいま町長から町長提出議案第57号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件、新井實議員ほか5名から意見書第8号 「非核日本宣言」を求める意見書（案）についての件、高橋仁議員ほか1名から決議第3号 上里サービスエリア周辺地区整備事業における都市綜研インベストバンクとの「覚書」を白紙に戻すことを求める決議（案）についての件、以上の3件が提出されました。

この際、これらを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、町長提出議案第57号、意見書第8号及び決議第3号の以上3件を日程に追加することに決定いたしました。

日程第25 特別委員会委員長報告について

議長（小暮敏美君） 日程第25、特別委員会委員長報告についての件を議題といたします。

これより県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会委員長より、現在までの調査・研究経過報告を求めます。

県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会委員長高橋仁議員。

〔県営上里西部土地改良事業等調査研究特別
委員会委員長 高橋 仁君発言〕

県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会委員長（高橋 仁君） 県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会委員長の高橋仁であります。県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会は、本年6月の定例会におきまして県営ほ場整備事業（担い手型育成）でございますけれども、上里西部地区事業の積極的な推進が図られることを目的に調査・研究していくことを趣旨として設置されることが承認され、発足したわけでございます。

この県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会は、名称が長いので特別委員会にかえさせていただきますけれども、特別委員会は去る7月11日、8月2日、8月21日、9月7日、また9月19日、今まで5回の委員会を開催したわけでございます。県営ほ場整備事業上里西部土地改良及び上里サービスエリア周辺地区整備事業の進捗状況について、慎重に協議を重ねてまいったということでございます。特別委員会の協議内容について、報告をさせていただきます。

第1回目から随時、第5回目までの内容について報告いたしますけれども、7月11日には午後1時半より全員の出席をいただきまして、関係課の課長をお呼びして説明を受けたわけでございます。初めに、土地改良の所管であります産業振興課長より、県営ほ場整備事業の担い手育成型の上里西部地区の土地改良の経過について、説明を受けたわけでございます。今事業は、平成13年度に事業採択されまして、事業計画が認可され、改良区設立認可も受けたということでございます。上里町では、初めての担い手育成型の土地改良事業ということで、事前換地の手法を取り入れた土地改良であります。ちなみに、この農地は砂利採取地が約105.6ヘクタール、全体の9割近くを占める改良事業でもあるわけでございます。数字で説明があったわけでございますけれども、当初計画では設置工が121ヘクタール、道路工については8.7キロメートル、用水路工につきましては18.8キロメートル、排水路工につきましても11.4キロメートル、これで測量試験費等々で総事業費は15億7,500万円の事業実施をしたわけでございます。

事業の進捗に伴いまして、道路、用水路、排水路、または整地、非農用地の縮小とか、地区外排水路の改修に伴う事業計画の変更の必要が生じておるところであります。地区の地権者の皆様からも、また受益者の皆様からも、一日も早い事業完了に向けるためにも、この事業計画変更の認可がスムーズに進まれることを望んでいるということが今現在であります。

次に、非農用地の所管であります総合政策課長より、創設非農用地の用途であります上里サービスエリア周辺地区整備事業についての説明を受けたわけでございます。この創設非農用地につきましては、地権者の方々が農業の経営につきまして大変消極的な人が多い。これらのことを解消するためにも、異種目換地による創設非農用地を生み出したということで、西部土地改良の賛成を得られたということでございます。この非農用地につきましても、当初の創設面積においては、南にあります新幹線までの用地、約23.1ヘクタールでございますけれども、今現在では約17ヘクタールということでございます。上に

つきましても6ヘクタール、下りについても11ヘクタールに変更になった部分があります。先ほども申しあげましたように、換地方法につきましてもは異種目換地ということで、地権者の100%の同意がないと創設非農用地の事業はできないわけですので、それを受けて異種目換地ということでございます。上里サービスエリアに隣接しているところに非農用地を設定したということで、上里サービスエリア周辺地区整備として事業化が計画されたわけでございます。

この構想は、もともとハイウェイオアシス構想として平成8年ごろから、いかに上里サービスエリアと集積する非農用地を生かした地域づくりがしたいということで、上里町にとっても21世紀のまちづくりとして、大変期待が集まっている地域でもあるわけでございます。しかしながら、この間、長い社会経済の変化などに伴ったという町の判断で、事業の内容が変更になりまして、その事業が今現在、大変厳しい状況にあるということが第1回の委員会の中では認識したところであります。

続きまして、8月2日に第2回の特別委員会が行われました。これも第1回と同じく、第2回も全委員の出席をいただいたところでございます。会場につきましては、埼玉県本庄農林振興センターに出向きまして、その会議室をお借りして開催したということでございます。本庄農林振興センターからは、事業推進部の副所長、また農村整備部の副所長以下、4人の職員の出席をいただき、県営ほ場整備事業(担い手型)の上里西部地区の推進状況というか、現状の説明を受けたところでありますし、その後、各委員から質疑応答という形で行われたわけでございます。ちなみに、担い手型の基盤育成事業というのは、平地においては従前の土地改良事業は許認可になりませんので、担い手の育成事業以外は認められません。大ざっぱに申し上げますけれども、これは担い手の農地の利用集積を促進するという意味で農地の各面積1ヘクタールが4分の1以上ということで、21世紀に向けました高生産性農業の展開と活力ある地域づくりを推進する事業でもあります。

また、国の補助率も自己負担が5%少なくなりまして、12.5とし、その分、国が従前の45%の補助率をこの事業に限りましては5%上げまして、50%の負担ということでございます。そして、面整備につきましては順調に平成16年から推移したわけでございますし、今現在におきましては受益面積の3分の2に当たります約79.8ヘクタールが整備されているという説明があったわけでございます。この西部土地改良事業につきましては、重要な変更がありますということでありました。1つは、平成16年から平成18年までに実施しました面整備による道路、用水路、排水路等の増加によりましての変更、

2つ目は地区外の排水路の改修に伴う事業計画の変更、これは平成16年に台風の被害等々で下流の排水路の関係で、床下浸水、床上浸水等がありましたので、そういうことのないようにということでの地区外排水の改修ということだそうです。それと、非農用地につきまして、この話の中では上里サービスエリア周辺地区事業でございますけれども、これは国・県、また町の考え方に相違が生じておるということが第2回目の委員会の中では確認ができたということで、終了したわけでございます。

そして、第3回目は8月21日に2人の欠席がありましたけれども、委員会を開催させていただきました。午前9時半から午後4時まで行ったわけでございますけれども、午前中におきましては午前、午後とも関係職員の出席を仰いだわけでございますし、午後は執行者であります町長、副町長の出席をいただきまして、上里サービスエリア周辺地区整備事業の進捗状況、または推進状況等々につきまして質疑があったわけでございます。この内容につきましては、特に都市綜研インベストバンクとの覚書の問題、または土地開発公社の借入資金等の問題で、執行部から説明を受けましたし、各委員からの質疑応答があったわけでございます。

4回目におきましては、9月7日でございますけれども、たまたま台風の影響で議会が開けないということがありました。その時間を利用させていただきまして、時間は2時40分から、全員の出席をいただきまして、9月6日からの議会中でございますけれども、先ほど申し上げましたように台風の影響で時間を有効利用させていただいたという形であります。その中で、9月の定例議会の3名の議員からの一般質問の内容、また町長答弁の内容、または埼玉新聞の記事について協議がなされました。そして、今定例会の中で決議をするかということで、決議文の作成をしたらどうだということを受けて、慎重に協議したわけでございます。そこで第4回の委員会が終了したと思います。

議会開催中であります9月19日にも、同じく当初の予定どおり開催いたしました。これも全員の出席をいただきまして、当初は1時半から予定されたわけでございますけれども、4名の委員の都合がありまして、2時10分より第5回の調査研究特別委員会が開催されたわけでございます。この内容につきましても、決議の文言について、または決議文の取り扱いについてということで、各委員からの協議をいただいたところであります。第4回、第5回につきまして、感じたことを述べさせていただきますと、各委員の県営ほ場の上里西部土地改良事業、または上里サービスエリア周辺地区整備事業に寄せる各委員の熱い思いを感じた委員会でもございます。

これが第1回から第5回の特別委員会での経過でございます。委員長報告の中で、特別委員会として本事業を大きく推進させるための調査研究の委員会でございますので、推進するために申し上げますと、1つといたしましては、創設非農用地を平成13年3月30日採択の中での整備計画の基本に戻ることであるということでございます。要するに、三セクが基本ですよということでありまして、そのためには、現在あります当町が民間との間に結びました覚書、都市綜研インベストバンクとの覚書を白紙に戻すことが推進する中の1つの大きな材料ではないかと思っております。また、これをしませんと、後から続きます重要変更の1つとされております計画段階と平成16年から始まりまして面工事、平成16年、平成17年、平成18年で面整備が終わりました。その現状にあわせた計画変更がありません。もう1点は、先ほど申し上げました台風の被害がありましたので、地区外排水の変更であります。また、この2つの変更がありませんと、土地改良事業の予算の見込みも難しいということではないかと思われまます。

以上の点からも、この事業を大きく推進させるためにも、重要変更の2つの部分につきましては、早急に承認を得られるようにしようということでございますし、創設非農用地につきましては、先ほども申し上げましたように当初の計画どおり、平成13年3月30日の採択に戻るということが必要ではないかと思っております。今後も、当委員会を設立したときの趣旨を踏まえまして、町とともに県営ほ場整備事業担い手育成型の上里西部地区及び上里サービスエリア周辺地区整備事業の推進を図っていくことを確認しまして、閉会中も取り組んでいく考えであることをあわせて申し上げ、県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会委員長の経過報告とさせていただきます。

議長（小暮敏美君） 以上で特別委員会委員長の調査・研究経過報告を終わります。

特別委員会委員長に申し上げます。今期定例会に調査・研究終了の報告がありませんので、引き続き調査・研究をお願いいたします。

以上で特別委員会委員長報告を終了いたします。

日程第26 請願について

議長（小暮敏美君） 日程第26、請願についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託いたしました請願第7号 「非核日本宣言」を求める請願についての件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より報告を求めます。

総務経済常任委員長新井實議員。

〔総務経済常任委員長 新井 實君発言〕

総務経済常任委員長（新井 實） 請願審査報告。総務経済常任委員長の新井實でございます。9月定例会で当委員会に付託となりました請願第7号 「非核日本宣言」を求める請願の審査経過及び審査結果について報告いたします。

審査は、9月7日と14日に委員会を開催し、全委員出席のもとに慎重に審査を行いました。上里町も、平成元年12月1日に「核兵器のない平和で健康な都市づくり宣言」を行っていることや、日本は世界で唯一の被爆国であり、非核三原則の厳守は当然のことであり、請願の願意である「非核日本宣言」を政府に求めることも理解できるとし、全会一致で本請願を採択としたところであります。

以上で当委員会に付託となった請願の審査経過及び審査結果報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（小暮敏美君） 以上で総務経済常任委員長による審査結果並びに経過報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第7号 「非核日本宣言」を求める請願についての件を起立により採決いたします。

本請願は総務経済常任委員会の決定のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本請願は総務経済常任委員会の決定のとおり採択することに決定いたしました。

続いて、文教厚生常任委員会に付託いたしました請願第8号 義務教育国庫負担制度の堅持を求める請願書及び請願第9号 し尿及び浄化槽清掃業他業種からの新規申請阻止に関する請願についての件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規

則第41条第1項の規定により、委員長より報告を求めます。

文教厚生常任委員長納谷克俊議員。

〔文教厚生常任委員長 納谷克俊君発言〕

文教厚生常任委員長（納谷克俊君） 議席番号3番、文教厚生常任委員長の納谷克俊です。本定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました請願第8号、請願第9号について、審査報告をいたします。

請願第8号 義務教育国庫負担制度の堅持を求める請願書についての審査は、9月7日、午前11時15分より委員全員の出席をいただき、第2委員会室において開催いたしました。各委員に意見を求めたところ、「義務教育は国が責任を持って行うべきである。」、あるいは、「義務教育は全国一律であるべきなので、3分の2を負担できない都道府県は困る。」、「毎年、意見書を上げるべきである。そうしないと、ますます補助金を減らされる。」など、採択とする意見や、「分権改革の流れに逆行する。」、「そもそも地方6団体の要望によるものだ。」、「同様の請願について、国庫補助を受ける立場である県では、県議会で不採択としている。」、「負担割合を増やすようお願いするのではなく、一般財源としてきちんと積算されるよう求めるべきである。」など、不採択とするべきであるなどの意見があり、結論については次回委員会に持ち越されました。

次いで、9月18日、午後4時30分より委員全員の出席をいただき、第2委員会室において慎重に審議をいたしました。審査の結果、当委員会では本請願を不採択とすることと決定をいたしました。

次に、請願第9号 し尿及び浄化槽清掃業他業種からの新規申請阻止に関する請願についてですが、同じく9月7日、午前10時45分より委員全員の出席をいただき、第2委員会室において開催いたしました。各委員に意見を求めたところ、「契約内容や現状について、詳しく調査する必要がある。」との意見や、「関係法令の調査・研究が必要である。」など意見が相次ぎ、関係各課や請願提出者から説明を求めるべきであるとのことから、後日、担当課及び請願提出者に出席をいただき、説明を受けることといたしました。

次いで、9月18日、午前9時30分から町民環境課、総務課職員の出席のもと、質疑を行いました。質疑の中では、「現在の事業者との間に許可及び委託契約を結んだ経緯、契約期間が廃棄物の処理及び清掃に関する法律、上里町廃棄物の処理及び清掃に関する規則に反しているという認識はあったのか。」、「だれの指示により、このような違法な契約が交わされたのか。」などの質問と、それに対する答弁がありました。また、新規参入に関する

事項といたしましては、「今現在、新規許可の申請は出ているのか。」「仮に今から申請を行った場合に、10月1日での新たな許可は間に合うのか。」「委託と許可の違いについては、どのように考えているのか。」「新規許可にかかわる許可基準については、どのように考えているのか。」「現在の委託許可業者の能力で、町のし尿及び浄化槽の清掃の需要は賅えるのか。」「現在の許可業者について、トラブルやクレームはあるのか。」などの質問と、それに対する答弁がありました。

同日、午後には請願提出者にご出席をいただき、町との間に許可及び委託契約を結んだ経緯、町の公の施設における浄化槽清掃の契約状況について、新規に許可を受けるに当たっての設備投資について、現在の町内のし尿及び浄化槽の基数に対する事業者の能力などについての質問と、それに対する答弁がありました。

以上の内容をもとに、慎重に審議した結果、現在の委託契約及び許可の期限は関係法令、町例規に反している。他に転用のきかない特殊車両に対する設備投資、事業者において現時点で何ら問題がないなどの意見が大勢を占め、現時点において他に許可をおろす必要はないが、将来的には1社独占というのは好ましくないとした上で、し尿の収集、運搬の委託に当たっては、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令第4条1項に照らし、し尿にかかる業務とごみにかかる業務の違いを考慮すること。浄化槽清掃の許可については、浄化槽法36条に照らし、資格基準である浄化槽清掃技術者の有無等、関係法令に適合した業者、すなわちし尿処理及び浄化槽清掃業の業務実績がある事業者の中から、申請があったものに対して需要と供給のバランスを見ながら許可を出す方向で検討することが望ましいのではないかという意見が大半を占めました。また、今後、流域下水道の進捗とともに下水道が普及してくると、全体の仕事量の減少も考えられるので、合理化特別措置法等の関係も考えていかなければならないであろうという意見もありました。

以上のように、慎重に審議を行った結果、他業種からの新規参入は法的にも極めて困難であり、請願理由は理にかなっていることと、他業者、同業他社の参入に対しては拒んでいるわけではない。事業者の設備投資などの状況を考慮した上で、当委員会では本請願を採択とすることと決定をいたしました。

以上で結果報告を終わらせていただきます。

議長（小暮敏美君） 以上で文教厚生常任委員長による審査結果並びに経過報告を終わります。

次に、請願第8号 義務教育国庫負担制度の堅持を求める請願書については、桜井正議

員から会議規則第76条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 文教厚生常任委員の桜井正でございます。先ほど、文教厚生常任委員長から請願第8号の報告がありました。委員会の結果に対して少数意見を留保して、報告したいと思っております。

先ほどの委員長の報告のとおりであります。委員会の中ではさまざまな意見がある中で、この請願の趣旨のとおり採択をして意見書を上げるべきだという意見が2名、この請願の趣旨はわかるが、意見書までは上げるに及ばないという趣旨採択が1名、そしてこの請願は不採択にすべきという意見が2名ある中で、委員長の決裁で不採択という結果になったわけでありまして。

少数意見の趣旨につきましては、文書に書いてあるとおりであります。義務教育費国庫負担金制度については、昨年度から国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。これによって、地方が負担する3分の2の財源は税源委譲と地方交付税による調整に委ねられることになりましたが、全国では8割を超す道府県で財源不足が生じることが明らかになっております。よって、安定的に教育予算が確保されるためにも、義務教育費国庫負担制度を維持して、負担率を2分の1に復活させることがあり、この請願第8号を採択すべきだと主張しております。どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（小暮敏美君） 以上で少数意見の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第8号 義務教育国庫負担制度の堅持を求める請願書についての件を起立により採決いたします。

本請願の文教厚生常任委員会の審査報告は不採択であります。したがって、本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより請願第9号 し尿及び浄化槽清掃業他業種からの新規申請阻止に関する請願についての件を起立により採決いたします。

本請願は文教厚生常任委員会の決定のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立多数であります。

よって、本請願は文教厚生常任委員会の決定のとおり採択することに決定いたしました。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時32分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30 町長提出議案第57号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第4号）
について

議長（小暮敏美君） 日程第30、町長提出議案第57号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） ご提案申しあげました議案第57号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

平成19年度上里町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,024万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,286万1,000円とし、歳入歳出

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。第2条であります。地方債の追加は「第2表 地方債補正」によるものであります。

次に、2ページでありますけれども、第1表歳入歳出予算補正でございます。14款国庫支出金につきましては、国庫補助金として七本木小学校屋内運動場アスベスト工事費の3分の1の金額としまして、1,470万8,000円が安全・安心な学校づくり交付金として交付される予定であります。18款の繰入金でありますけれども、国庫補助金並びに起債を充当し、一般財源分について教育施設整備基金より604万円を繰り入れいたします。21款地方債でございますが、七本木小学校屋内運動場内部アスベスト除去工事に伴う起債でありまして、充当率95%で、2,950万円の借り入れを行う予定であります。この起債の元利償還金の40%相当額につきましては、普通交付税の基準財政需用額に算入されることとなります。歳入合計でありますけれども、現予算に対しまして5,024万8,000円を追加し、69億7,286万1,000円とするものであります。

次に、歳出関係であります。補正予算に関する説明書の4ページを見ていただきたいと思っております。七本木小学校屋内運動場内部アスベスト除去工事、これには屋外でも含まれるわけございまして、管理業務の委託料が115万5,000円及び除去工事費4,909万3,000円を補正の予算書の計上となっているところでございます。したがって、歳出につきましても歳入同様、現計予算に対しまして5,024万8,000円を追加いたしまして、69億7,286万1,000円とするものでございます。

次に、3ページに戻りますけれども、第2表地方債の補正であります。七本木小学校屋内運動場石綿対策事業債2,950万円を追加するものでございます。地方債合計では、4億1,869万6,000円となるところでございます。

以上が一般会計補正予算の説明であります。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 今回の補正予算は、七本木小学校屋内運動場のアスベストの除去ということになりますけれども、この除去工事を行っている間の七本木小学校の児童の主

に体育、ほかの行事の対応ですね。

それから、工事期間がいつになるのか、それによっては体育館内部だけではなく、当然、工事用車両などの出入りも考えられますので、安全面はどのような配慮を考えられているのかということ。

特殊な工事だと思うのですが、こういう工事は特殊な事業業者が入札に参加されてくるのか。それとも、一般の建築屋を指名の予定でいるのか、その辺をお聞きしたいと思いません。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 後段の部分だけ私の方で説明させていただきますけれども、これは特殊な工事でございますので、それに対する資格を持っている方がいると思いますので、その資格を審査した中で、それに適合する業者を選定させていただくということになるだろうと思っているところでございます。

議長（小暮敏美君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 斉藤 直君発言〕

学校教育課長（斉藤 直君） 体育館の利用については、近くの町民体育館と多目的スポーツホールの利用を考えております。

それから、工事の安全面については、昨年も耐震のときに行ったように、囲いをして安全面には注意して行いたいと思いません。

以上です。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第57号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。
午後 3 時 4 0 分休憩

午後 3 時 4 1 分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 1 意見書第 8 号 「非核日本宣言」を求める意見書（案）について

議長（小暮敏美君） 日程第 3 1、意見書第 8 号 「非核日本宣言」を求める意見書（案）
についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6 番新井實議員。

〔 6 番 新井 實君発言 〕

6 番（新井 實君） 意見書第 8 号 「非核日本宣言」を求める意見書（案）の提出者
であります 6 番新井實でございます。

それでは、本意見書（案）の提案理由を説明いたします。本意見書（案）については、
先ほど採択されました請願第 7 号 「非核日本宣言」を求める請願の要旨に沿って提出し
たものです。上里町は、意見書（案）の本文にもありますように、1989 年、平成元年
12 月 1 日に世界の人々と国境を越えた相互理解の基盤を築き、我が国の非核三原則が厳
守されることを願い、「核兵器のない平和で健康な都市づくり宣言」を行いました。ついて
は、上里町議会として政府に対し、「非核日本宣言」を行っていただき、各国政府に通知し、
核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけていただくことを求め、本意見書を提出
しようとするものであります。

議員各位におかれましては、これらのことをご理解いただき、ぜひともご議決していただ
きたくお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第8号 「非核日本宣言」を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 決議第3号 上里サービスエリア周辺地区整備事業における都市総研インベストバンクとの「覚書」を白紙に戻すことを求める決議（案）
について

議長（小暮敏美君） 日程第32、決議第3号 上里サービスエリア周辺地区整備事業における都市総研インベストバンクとの「覚書」を白紙に戻すことを求める決議（案）について件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8番高橋仁議員。

〔8番 高橋 仁君発言〕

8番（高橋 仁君） 議席番号8番、高橋仁であります。提出者といたしまして、上里サービスエリア周辺地区整備事業における都市総研インベストバンクとの「覚書」を白紙に戻すことを求める決議について、ご説明を申し上げます。

上里サービスエリア周辺地区整備事業は、県営ほ場整備事業上里西部地区における非農用区域創設により生み出された用地であります。上里サービスエリア周辺地域と高速道路利用者との交流と憩の場として整備し、地域の活性化を図る目的で計画され、上里町にとって大変重要な事業でもあります。

しかしながら、本事業は県営ほ場整備事業上里西部地区の計画変更にかかる国、県、町の打ち合わせの中で、本事業の整備計画に関し、国から「土地改良事業は公共性が高く、当初計画は農業振興をベースに検討がなされていたが、事業主体が民間となっており、事

業の確実性、継続性に問題がある。」などの指摘があった。また、平成19年3月3日の上里西部土地改良区、町、県との上里西部地区ほ場整備事業推進会議の席上、県農林部長より国の採択を受けた内容、第三セクターで実施してほしい旨の指導がされ、さらに当議会「県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会」が平成19年8月2に行った埼玉県本庄農林振興センターとの意見交換会の席上、埼玉県は平成17年12月2日に上里町と都市総研インベストバンクとが本事業における民間施設整備に関して締結した「覚書」を白紙に戻さない限り、当該事業の農業振興地域除外・農地転用の協議には応じない姿勢であると説明を受けた。これらのことから、本事業は現在、膠着状態となっております。

このままの状態でありますと、今まで順調に推移してきました県営ほ場整備事業上里西部地区の事業推進にも大きな影響を及ぼすものと考えます。この膠着状態を解消し、上里サービスエリア周辺地区整備事業及び県営ほ場整備事業上里西部地区を推進するためには、国・県の方針を踏まえ、当該「覚書」を白紙に戻して、上里サービスエリア周辺地区整備事業に関しては採択を受けた当初計画に沿った事業主体とし、埼玉県に農業振興地域除外・農地転用の協議に応じていただくことが絶対条件であると考えます。

よって、上里町議会は当該「覚書」を早急に白紙に戻すことを求めるものであります。

以上、決議するわけでございます。

また、あわせて県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会でも議したことをあわせて報告をいたします。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより決議第3号 上里サービスエリア周辺地区整備事業における都市総研インベストバンクとの「覚書」を白紙に戻すことを求める決議（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（小暮敏美君） 次に、議会運営委員長より次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会

議長（小暮敏美君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成19年第6回上里町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時50分閉会